

平成22年3月5日（金曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

出席議員(18名)

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	阿部幸夫君	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	小幡公雄君	18番	櫻井公一君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	西村晃一君
総務課長	佐藤幹夫君
企画調整課長	小松良一君
財務課長	熊谷清一君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部祐一君
建設課長	中西傳君
会計管理者	大友忠君
会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
総務管理班長	櫻井一夫君
危機管理監兼環境防災班長	櫻井光之君
町民サービス班長	阿部礼子君

健康長寿班長	本間澄江君
上水道班長	鷹平義弘君
下水道班長	佐々木 功君
健康長寿班主査	熊谷 賢君
教 育 長	米川 稔君
教 育 課 長	亀井 純君
選挙管理委員会事務局長	松田 実君

事務局職員出席者

事務局 長 高平功悦 主 幹 佐々木 弘子

議 事 日 程 (第2号)

平成22年3月5日(金曜日) 午前10時 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〳 第 2 議案第 1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
 - 〳 第 3 議案第 2号 松島町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
 - 〳 第 4 議案第 3号 平成21年度松島町一般会計補正予算(第6号)について
 - 〳 第 5 議案第 4号 平成21年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について
 - 〳 第 6 議案第 5号 平成21年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
 - 〳 第 7 議案第 6号 平成21年度松島町介護保険特別会計補正予算(第5号)について
 - 〳 第 8 議案第 7号 平成21年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について
 - 〳 第 9 議案第 8号 平成21年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第5号)について
 - 〳 第10 議案第 9号 平成21年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
 - 〳 第11 議案第10号 平成21年度松島町水道事業会計補正予算(第4号)について
 - 〳 第12 議員提案第1号 松島町議会基本条例の一部改正について
-

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第1回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。松島町 [REDACTED] ほか1名
であります。

本日の議事日程はお手元に配付をしております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、11番赤間 洵議員、12番太齋雅一議員を指名します。

日程第2 議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議案第1号職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。5番阿部幸夫議員。

○5番（阿部幸夫君） ちょっとお聞かせを願いたいのですが、今回8時間労働から7時間45分ということで、我々自身には中途半端な時間なのかなと思うのですけれども、人事院勧告によるという形でございますけれども、何かのベースがあって7時間45分となったと思うのですが、その内訳等わかればお聞かせを願いたいと思います。

それから、本町に、残業関係なのですが、月60時間を超える者という形で提案理由もありますけれども、60時間以上を超える職員の方がいらっしゃるのかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 今回、人事院勧告による内容でございますけれども、事業規模50人以上の事業所を事務、それから管理部門の所定勤務時間で調査をして、このような結果になったという、15分短縮になったということでもあります。

それから、時間外で60時間を超えた職員はというご質問ですけれども、ことし選挙も大分ありまして、その関係もございまして、二月ほど、7月分と、それから10月分ですか、1名が70時間と74時間と、60時間を超えている現状でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 答弁されました。他に質疑ありますか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります。

この人事院勧告、人事院勧告という言葉が出てくるわけでありますが、人事院勧告はどのようなのですか。町村に勧告というのを、私も勉強不足でわからないので、広辞苑を見てきたのですが、あることを進めるように説き進めることと、こういうふうになっているわけです。人事院は、当該市町村団体に対して、そういうふうな勧告をする義務というのですか、仕事になっているのかどうか一つ。いいですか。

私の質問は当意ないのでないかという議員もいるわけです。同僚議員に。だから、私は議決をするために正しく理解をして、議決に参加をしたいと、こういうふうなことで質問しているわけでありますので、明快な回答をいただかないと、同僚議員からご批判を受けますので、最初に申し上げておきたいわけでありますが。

それから、この60時間を超えるというふうな勤務を、今度の条例を改正したことによって、60時間は稼がせないんだよと、60時間以内におさめるんだよと、こういうふうな趣旨ではないかなと、こう思っているわけでありますが、いかがなものですか。今度は何でしょう、時間を超えたときには、別な日にちに休ませることもできるわけでしょう。そうすると、平日は皆さん来ているわけだから、選挙でも何でも次の日休ませることも当然可能なわけですよ。職員いっぱい選管の職員に臨時に任命するのでしょうか。そうすると、60時間を超える者が今からなくなるのではないかと、こういうふうに思うわけでありますが、いかがなものですか。

それから、今言ったように、代休をすることによって時間外は減るのではないかと。時間外をさせなくて、別な日に時間外をさせたら次の日に3時間なら3時間休ませると、こういうふうな対応をすることによって、職員は本当にリフレッシュしながらこの時間を働けるのではないかと。

それから、これもあたりのやつを書いているわけでありますが、勤務時間の改定状況で、皆この時間を短縮していると、こういうふうなことでありますが、なぜ短縮しなければならないのか。それによって時間外が逆に増えてこないのか。労基法を見ても、この短縮した時間でやらなければならないとはなっていないわけでしょう。だから、一般の事業者はこれ以上稼いでいるわけですよ。40時間なら40時間働いて、そして安い給料をもらっていると。3日の日も出たわけでありますが、1時間何ぼにしかならないよと、こういうようなこともあるわけで、なぜ一律にしなければならないというふうなのか、役場の職員や県の職員は親方日

の丸だからいいのだと、こういうふうなことなのか。昼休み15分休ませなかったことによって、商店街の弁当食べたりなんんだり、昼食を買うのがどんどん減ってきて困ったと、こういうようなこともあって昼食時間を短縮するのをやめたわけでしょう。最終的には。新聞にもうんと出たわけでありますが、そういうふうなことからしてどうなのかと。この分、だから短縮した分を一生懸命になって働いてもらうような体制を役場の中でとっているのかと。こういうようなことも含めてお聞きをしたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、尾口議員のご質問にお答えいたします。

まず、人事院勧告について市町村がその勧告を受けるのかというご質問でございますが、これは議員当然ご理解されているとおり、人事院勧告ですから、国家公務員に対する勧告でございます。それがストレートに市町村の職員の給与体系について勧告しているものではございません。ただ、国の方のそういう勧告に基づいて、市町村としてどのように判断するかということございまして、わが町におきましても、国の人事院勧告を参考にしながら今回の勤務時間の変更を措置したいというふうに考えたものでございます。

それから、次の60時間超えるということに関してのお話でございますけれども、今回の趣旨、議員ご指摘のとおり、60時間を超えた場合には代休措置をとれるという、そういう措置になるわけで、そういったことから、全体の時間外を縮減するような方向に持っていく必要があるということで我々も考えておりまして、まずもってその時間外勤務手当の発生につきましては、今回の改正に伴ってある程度の増額ということも想定はされますが、これは趣旨からいってやはり時間外を職員の皆様方に強いるようにはしないようにしよう。なるべくその代休措置をとっていただくということで考えていることとでございます。

結果的には、その時間外勤務手当の単価が上がってくるわけですが、今申し上げましたとおり、週休日に出勤した場合にはこれは代休という措置もとれますし、60時間以上の場合などにはその部分を今回の改正によって代休がとれるということでございますので、時間外の縮減についてはなお一層努めるように我々としても課長会議等で周知しながら、一般職員の時間外を縮減させていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、なぜその勤務時間そのものをというか、昼休み時間を15分延長したのかというような趣旨だったかと思っておりますけれども、議員お話しのとおり、終業時間を従来のままにして、昼食時間を延ばした方が住民サービスの低下に我々としてはつながらないのではないかと。職員組合ともそこは協議した結果、休憩時間の延長をしてほしいということでございまして、

そういう判断をしたものでございます。

資料にもおつけしましたけれども、県内の市町村の大半は、県も含めまして休憩時間の延長という状況でございます。役場の場合ですと、従来45分という昼休み時間で自席でお弁当とか店屋物とかを食べるのがぎりぎりであって、ゆっくり休憩するという状況になかったのは現状でございます、1時間ということであれば、近隣の食堂などに人が流れると、地元企業が潤うという趣旨もあろうかと思えます。これは都道府県レベルでもそういうような近隣の商店街からの要望等々も出ておりますので、そういう措置をしている都道府県が多いというふうになっております。私からは以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 私も本当は反対するものではないのでありますが、そういうふうな考え方も当然持って、緊張感を持って対処しなければならないのではないかと、こういうふうなことが大きなこの質問の要旨です。

それから、活字というのは後々まで残るわけです。3日の日の質問の中であったわけですが、全部人事院勧告、人事院勧告となっているんですよ。町長。だから、人事院なら準ずるとならなければ、勧告をそのままだと思えるんですよ。これを見たら。こういうようなことはチェックする人がいないのですか、役場に。私はこういうのを見て、いつでも思うんですよ。だから、そういうふうなものまで考えて提出をしてもらわないと、素直に勧告だと、こういうふうに言われれば、ああ、そうかなと思う人もいますよ。勧告は国家公務員に対して勧告をするんですよ。そうした方がいいですよと。説き伏せるんですよ。ところが、勧告を守らなくたっていい、だから守らないときもあると。内閣においてですね。そういうふうなことでしょう。だから、本当は勧告があっても、国が守らないときは市町村が守ったっていいわけでしょう。勧告が出ているのだとすれば。国に。

今、ラスも若干低いと、こういうふうに言われているわけですが、上げていくのに大変なんですよ。ラスを上げるの。だから、そういうふうなことからいくと、この勧告というのはどうなんだというふうなことも考えてしてもらわないと、困るのではないかと。皆、頭のいい課長さん方から、副町長から、町長からいて、全然苦になりませんでしたか、これ。この何ですか、こここのところに2回も書いているんですよ。そのほかに今、総務課長は人事院勧告だと、こういうふうの説明でも言っているわけですよ。提案理由書も説明資料もそういうふうになっているわけですが、今後そういうふうなことをないようにするのかしないのか、そこまで検討してもらって、答弁をいただきたい。

それから、今言ったように、そういうふうな趣旨だろうなど、私もそういうふうな趣旨だからこうしたのだというふうに理解をしているわけでありますが、ただ何でしょう、100分の125の何を150にした、時間外をさせたときは50分はくれるわけでしょう。次の日に代休をくれても、その150分の、100分の150の50の分はくれるわけでしょう、時間外。そういうことになるんじゃないのですか。だから、その辺もひとつはっきりとお聞きをしておきたいわけがあります。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

人事院勧告によりということでは表現、説明をしておりましたが、我々といたしましては、人事院勧告というのは国の方の勧告であって、市町村がそれに縛られるものではないという、先ほどご答弁申し上げましたけれども、そういうことを理解いただいているものという前提で、こういう表現をしておりました。誤解を招くということでございますので、今後はその表現につきましては、若干勘違いされないような形で表現を直していきたいというふうに考えております。私からは以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 2問目のご質問でございますけれども、資料にもおつけしましたけれども、76時間やった場合の例示として記載しておりますけれども、60時間を超えた場合、60時間を超えた部分、その部分が代休が認められます。ただ、76時間やった場合には、150じゃなくて100分の125が支給されるということになります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 質疑に関しましては、再質疑に関しましては一問一答でお願いいたします。9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 理解する、しない、副町長、理解しなくてもしてもいいんですよ。文書に書くときに間違った表現をしなさんと言っているんですよ、私は。だれが理解しようが理解しないようが、人事院勧告というのは国の職員に対して勧告するんですよ。国の機関に。だから、それに準じたのなら準じたと書かなければ、何ぼ理解したって、私は理解しているんですよ。そうだろうなど。今までやってきたのがそうだからそうだろうなど。理解はしているのですが、文書というのは冷たいものです。活字ですから。活字はそのまま残るんですよ。そうしたときに、何か議会で何もわからないでしてきたのかと。あいつら何やっているだべなと言われぬように私はしたいわけですよ。いいですか。そういうふうな意味で申し上げたので、お間違いのないようお願いをしたい。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 15番菅野です。

この勧告に当たって、実施に当たっては、これまでの行政サービスが落ちないように、かつその行政コストの増大を招かないようにというような通知だと思えますけれども、1人15分という時間の短縮でありますけれども、職員150人ぐらいいるんですかね。その方々が15分ずつというのは、かなりの時間が短縮になるのだらうと思えますけれども、住民サービスに影響が出ないのかなという心配があります。その辺のところをお伺いしたいと思えます。

それから、やっていないところもまだあるわけでありましてけれども、既に昨年あたりからやっているところもあるということですが、松島町はなぜ今回ということになったのかということ、2点ほどお伺いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

住民サービスの低下につながらないのかというご質問だと思います。先ほども申し上げましたとおり、昼食時間を延長するという形をとります。このことにつきましては、従来から昼休み時間であっても窓口にいらしていただいたお客様につきましては、職員は受付をしておりますので、15分延長されたからといって住民の方々が来たときに「昼休みですから」ということでお断りすることはないというふうに考えております。これは職員にもその旨徹底していきたいというふうに考えております。

また、今回松島町が取り組んだのはなぜかということだと思いますけれども、当初、その平成20年の人事院勧告でございましたので、その当時の状況を我々も人事院勧告が出されたときに考えたわけですが、そのときにはかなり経済状況が落ち込んでいるという状況もございました。そういった中で、公務員だけが勤務時間が短縮ということでの、実質的に給与単価が上がるわけで、こういったことはちょっと町民から理解されにくいのではないかと、ということで、その時点では見送ったという考えでございました。

県内動向を見て今回判断したわけでありまして、県も今回の議会で提案し、22年4月から実施と。周辺の市町村につきましても、ほぼ来年4月から。ほかの支部につきましても、昨年4月からというところも出てきましたので、これは状況的にやはりそろそろ本町においても実施すべきだという判断をしたということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第1号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 松島町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第2号松島町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野議員。

○16番（今野 章君） 1点だけ。今回のこの第2号につきましては、肝機能障害を持っておられる方々を障害者として認定していくということになるということだと思いますが、この肝機能障害というふうに、この障害の程度をどういうふうに認めていくのか。その具体的な内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今回の対象となる障害程度でございますけれども、まず、大きく分けますと二通りあります。

一つは、いわゆる肝臓の移植を受け、なおかつ抗免疫の免疫療法、療養を受けている方が該当します。

それから、もう一つの大きな対象は、いわゆる認定基準によりまして、肝臓機能の障害の重症分類によって判定するとなっておりますけれども、この重症分類でございますけれども、医学的な分類方法で、チャイルド・ピューという分類方法がございます。これによりまして、グレードがCに該当になった方、一般的に申せば、肝硬変が重症化した方で症状があらわれる段階に至った状態をいいます。この2点が障害の程度に該当することとなっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第2号松島町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 平成21年度松島町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第3号平成21年度松島町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 尾口であります。いっぱいあるので、1回は全部を質問するということがありますから、質問させていただきますが、一番最初は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金制度、これが出てきまして資料にもあるわけでありまして、この資料、もらった資料を見ますと、交付対象等となっていて、実施計画を策定する地方公共団体、それから、交付方法は、交付限度額と交付の方法、こういうふうなことがあるわけでありまして、この私ら21年の予算時にもらった実施計画、松島町長期総合計画実施計画、プロジェクトの名称は「自然に恵まれた住み心地の良いまち」の、こういっぱいあるわけでありまして、ここの中に出てこない事業がいっぱい今度のきめ細かな事業にあるわけです。今から自由討議があるのだそうでありまして、あんまり内容まで入りませんが、これはどういうふうな意味で実施計画に入れられたのか。それから、このいつ実施計画に入れられたのか。それから、このきめ細かな臨時交付金制度による申請、これは申請したのか、あちらから指示があったのか。それはいつだったのか。22年1月29日施行と、こうあるわけでありまして、その前に町村に何か出せやと、金けっからやと、こういうふうにしてよこされたのか。それとも、こちらからこういうふうな事業をしたいというふうなことで申請をしたのか。あとは中身に

については、ゆっくり皆さんで吟味をしてもらうのだそうでありますので、いいのでありますが、この事業をもし議会として、これではなく別なのをやれやと、このきめ細かな事業で補正予算が6,720万円と、こういうふうにあるわけではありますが、この事業を別な事業に振りかえろと、こういうふうに言われたら振りかえられるのか。振りかえられなければ、この事業は要らないということになれば、カットされてそのまま県に返還されるのか。その事業ですね。こういうふうなことをお聞きをしておいて、自由討議に入りたいと私は思うわけでありますので、具体的にこの内容まで教えていただかないと、私ら議会人としてどうしたらいいのかと、こういうようなことまでいかないわけでしょう。それで、まず一つ大きなところでこれをお聞きをしておきたいわけであります。

それから、二つ目は、3ページの町税で、入湯税の追加1,631万円ですか、あるわけであります。まだ私はこの間の12月議会の中では理解していないわけではありますが、還付ですね。それ以外に平成21年度は還付でない、還付したのもあるのだと思うのでありますが、調定を減額したわけでしょう。21年度は。そして、当該年度のやつですから、過誤納還付金の項目でなしに、当該年度の税収から差し引くと、こういうふうなことになるのだと思うのでありますが、約1,000万円近くあるわけでしょう。これで歳入欠陥が出ないのかと。歳入欠陥をこのくらい、約1,000万円近くを減額しても、固定資産税で歳入欠陥が出ないのかと。出なければ、どのぐらいの予算規模で余して見ていたのだと。いいですか、この言うことはわかりますか。調定と予算額の差はいっぱいあるわけですよ。未納額がありますから。何億と未納額があるから調定と予算の額というのは違うわけですが、この約1,000万円のやつは収入されるべき額でしょう。今までずっとこう12月に出されたのは600万円、800万円と、こう出てきたわけですから、そうすると、収入されるべき額がされなかった、されなくなるわけがありますから。21年度です。そのときに、歳入欠陥は出てこないのかどうかであります。

それから、三つ目は、まちづくり交付金で地域活性化として2,230万円増えたわけではありますが、交付金事業債が減った、この関係はどうなのかなと。この事業で、下水道会計31万8,000円繰り出しをしているわけではありますが、この関係をわかりやすく教えていただきたい。

それから、借換債の減少というふうなことであるわけではありますが、当初予定していた借りができなかったから減額になったのか、借換債が最初から多く見ていたから減額になったのか。

それから、当初で人間ドック275万5,000円見ていたのでありますが、これは職員がですよ、職員の間人ドックとして275万5,000円見ていたわけではありますが、50万円減額になったと。

約20%ですよ。約20%減額になったわけでありますが、当初見込んでいたのが受けなくなったのか。人間ドックに行けと言ったのだけれども行かなかったのか、それとも、最初から行く気がないのか。病休の割合はどうなっているのだと。こういうようなことも含めて、人間ドックに行かないけれども、私が役場にいたときも、医者にはかからないけれども、風邪で何日も休むと。そして、健康優良者で共済組合から表彰されると。こういうような職員がいたわけでありますが、そういうふうなことがないのかどうか。当初見込んだものの20%も減額になるのはどういうふうなことなのだと。

それから、電子計算、総合行政ネットワークシステム。10ページですね。当初247万6,000円を計上していたわけですよ。当初予算ですね。今回130万5,000円。54%減額なのです。何がどうなったのかと。当初このぐらい必要ですよと。私らは必要だと言うから、本当に必要なのだろうと、こういうふうなことで予算を議決しているわけでありまして。それが50%以上減額になると。こういうふうなことは、議会は何でもいいのかと、こういうふうに言われないうちにお聞きをしているわけですよ。

それから、同じ10ページです。地域公共交通会議委員報酬、7人分として9万4,000円当初予算で計上したと。これも当初予算のときに地域公共交通会議は開かないじゃないかと、今まで。どうなんだというふうなことで質疑があつて、やるというふうなことになったからこのまま予算を認めたのだと思うのでありますが、今回全額減額。当初予算の吟味したのは、課長から何から入っていて、聞いていないのかどうかです。これが話題に乗らなかったならわかるんですよ。話題に乗って、さっぱりしていないのでないかと、こういうふうな、私が質問したのではないのでありますが、その明るい人がそういうふうなことで聞いているわけですよ。そういうふうなことで聞いたのだけれども、9万4,000円とこう補正に出てくると、ああ、このぐらいかな、こればかりならというふうなことになるなら、当初予算で9万4,000円しか入れていないのでしょ。それを全額減額したのだけれども、どういうふうなものなのかと。

それから、17ページです。自動車騒音及び環境測定業務委託料75万円。これも当初予算のときに、前年まで50万円しかしていないんですよ。それをことはこういうようなことをやるから25万円上げて75万円にしますよと、こういうふうに言ったわけですよ。入札でこのぐらい安くなったのかどうかわかりませんが、騒音規制法では、県及び市町村は騒音等の大きい地域について、定期的に交通量及び騒音の測定を行い、状況を把握しておく必要があるのだと、こういうふうなことだから、今度は75万円を計上したんですよと、こういうふうなこと

で私ら説明を受けたわけでありましたが、それも前の年と同じなら、何もこんなことをすることなかったのではないかと。こういうようなことになるわけで、具体的にどうだったのかと、こういうふうなことをお聞きをしたいわけでありまして。

それから、25ページです。公債費の元金償還金667万5,000円の増は、これは繰上償還と関係あるのかどうかわかりませんが、お聞きをしたいわけでありまして、償還利子が117万5,000円減額になったと。こういうふうなことで、これはどうなのかと。ここの中身を見てきますと、体育施設で50万円公債費が減っていますし、道路財源で180万円、農地費で460万円減っているわけで、これですと690万円にしかならないわけで、地方債の減は当然補助金が増えてきたから地方債が減ったんだよと、こういうようなことも出てくると思うのでありまして、具体的にどうなのかと。具体的にお知らせをいただきたい。

それから、リサイクル関係、16ページ。町長の説明では、案件がなかつた。だから、リサイクル対策審議会委員の報酬は減らしたのだと、皆。こういうふうな説明を受けたわけでありまして、町長、あなたは22年度でリサイクル、3Rだかなんだか一生懸命やりますよと言っているわけですよ。21年度もリサイクルを一生懸命進めますよと。あれをおろしていきましょと。何ていうのですか、廃棄物の量を減らしていきましょと。それでリサイクルに回しましょと。22年度はリサイクルで一生懸命やりますよと。3Rだかを減らしましょと。大きな政策の目標に掲げているわけでありまして、ことしは21年度はなくて22年度はあるんだよと。一生懸命やるんだよと、こういうふうになるのか。この具体的な内容についてお聞きをしたい。こういうふうに思います。あとはいいです。

○議長（櫻井公一君） 大きく分けて10件かなというふうに思います。答弁を求めます。小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） まず、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の関係でございます。

まず、本交付金につきましては、資料もお出ししておりますけれども、今年度の国の2次補正によりまして創設され、インフラ整備事業を行う事業に対して交付される交付金ということで、その主な内容ですけれども、橋梁の補修、電線の地中化、都市部の緑化、森林の路網整備、その他公共施設、または公共施設の建設、または修繕に係る事業、大きくは5分類に該当する事業が交付対象ということになっております。

町の対象事業、14事業でございますが、これは町長が提案理由でも申し上げましたとおり、平成22年度を予定していた事業の前倒しも含まれております。これまで補助メニューがないなど、実施できなかった事業及び町民利用者の利便性の向上を図るため、公共施設等の環境

整備事業等を実施するものということで14事業を選択させていただいたということでございます。

この交付金事業、国・県からの流れ、いつ連絡があっていつ申請したのかということでございますけれども、1月8日、これは平成22年、ことしの1月8日午後に、県から概要及び交付限度額の提示を受けております。実施計画の宮城県の事前提出期限が1月27日の正午までということございました。非常に厳しいスケジュールでございました。その間、町での作業期間は実質11日しかなかったということでしたけれども、関係各課いろいろ調整をとらせていただきながら、この事業、申請を出していったということでございます。ちなみに、県の方では1月27日正午まで各市町村の取りまとめをして、国の方には1月29日の方に提出しているという連絡を受けております。この時点で、事業内容についてはほぼ固まったということで、先ほど振りかえがこれから県、振りかえの余地はないのかということございましたが、できないという判断をしております。

続きまして、まちづくり交付金の事業債の件でございます。

これにつきましては、今回230万円の減ということでございます。ちなみに、まちづくり事業債、充当率は75%でございます。まず、この起債が充てられる対象事業なのですが、計画策定などのソフト事業は対象外となっております。ということで、当初予算を計上させていただきました4事業のうち、第一町民体育館解体後の交流広場整備事業及び寺町構想内町線、この2事業を対象に230万円を当初起債を充てておりました。その後、平成21年度、いろんな経済対策でまち交事業自体が総額で5,124万円となっております。これに対しまして、まちづくり交付金の額が3,150万円、あとは地域活性化・公共投資臨時交付金、これが1,200万円、まちの単独部分に充当されております。合計で4,350万円が国費として充当されると。国費率は全体で84.9%に、このことによって84.9%になります。そうしたことから、起債を使わなくともという判断をさせていただきまして、今回起債を落とさせていただいたという状況でございます。

あとは、10ページの電子計算費でございます。

これは、総合行政ネットワークシステムでございます。実は宮城県の方で、これはほぼ宮城県の全市町村が加盟しておりますけれども、従来は市町村ごとに国・県でのシステムを利用するための、それぞれの自治体の独自の対策を業者を選定して契約していたということございましたけれども、平成20年度で、宮城県で共同調達事業として構成市町村の申し込みを受けながら一般競争入札を行ったと。これによってスケールメリット、要するに大量に

一つの事業を発注するというスケールメリットを生かしまして、価格競争効果を引き出した結果、安価な契約が可能になったということでございます。この作業が行われましたのが、20年の年度末あたりということで、当初予算につきましては、今までの従来の結果をもとに予算計上させていただいたわけですが、これは宮城県の共同調達事業として非常に安く契約ができるということになりまして、町の方としてはこれで執行した請負差金ということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ただいまの企画調整課長の答弁の中で、ちょっと補足したい事項がございましたので、私の方からご答弁申し上げますが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の概要、資料に出ている交付対象というところの実施計画という言葉でございますけれども、この実施計画というのは、あくまでもこの臨時交付金を申請するに当たっての計画ということでございまして、町の長期総合計画の実施計画ということとイコールではございませんので、これはあらかじめご理解いただきたいと思います。私からは以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） まず、1点目の入湯税のところ、今年度ありました固定資産税の還付と、それで21年度で先ほど議員さんからお話がありましたけれども、約1,000万円というお話がありました。それと、今度の入湯税その他もろもろ合わせて歳入欠陥はどうかというお話かと思えます。

それで、見込みになりますけれども、先ほども固定資産税の分がマイナス1,000万円というお話がありましたけれども、それとずっとリンクしていきませんが、町民税関係になりますと、当初の予定で大体1,600万円ぐらいマイナスかなというふうに見ております。ただ、固定資産税について、還付もありますが、大体七、八百万円ぐらいは増える、プラス要因。あとその他、軽自動車、それからたばこ、今回の入湯税の1,600万円等々、こう全体的に見ますと、歳入欠陥には至らない歳入欠陥、そういう表現になるかと思うのですが、ならないのではないかというふうに見ております。

それから、8ページの借換債のところですが、どのようなことかということかと思えます。これにつきましては、当初借りかえする段階で大きく4件ほどありました。借りかえ予定が4件ありました。その中で二つ、これの償還が22年度末のものが、そのうち2件ほどありました。償還ですから、返すことは返さなくちゃいけないわけなのですが、23年度末に返す分2件、これは約1,400万円ほどあるのですが、これにつきましては、借り

かえをしないでやったということでございます。

それから、25ページ、公債費の中で元金及び利子について、元金であると増額667万5,000円でございますけれども、これにつきましては、当初見積もる段階で繰上償還分、ちょっとマイナスで見ていたということで、不足で667万5,000円を今回計上させていただいたということです。

それから、利子につきましては、当初利子、大体1.4から2.5%ぐらいで見ていたのですが、実際償還利子が1.2から1.8の中で動いたということで、117万5,000円の減ということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） まず、1点目の人間ドックの50万円の減額でございますけれども、これに関しましては、大きな要因といたしまして、人間ドックの単価が予算より約4,000円ほど減額になっております。この中で、受診ですけれども、人間ドックは30歳以上、それから35歳以上と分かれておりますけれども、予算では95名ほどっておりますけれども、受診については85名、10名ほど受けておりません。このような状況でございます。

それから、17ページの自動車騒音交通ですか、これに関しましては、大きな要因といたしましては、入札差金でございます。この自動車騒音の測定でございますけれども、従来予算にお示ししております3カ所ですか、実施しております。その調査結果は要請限度内で調査結果が出ております。

それから、リサイクル審議委員と、それから地域交通委員報酬ですか、これに関しましては、まず、地域交通会議でございますけれども、協議事項の中で、運賃、それから料金、それから路線または営業区域の休廃止等が協議事項であったものですから、その中でこういう案件がないということで実施しなかったのが現状でございます。

それから、リサイクル審議委員会ですか、これに関しましては、リサイクル審議委員ですけれども、環境美化推進委員や、それから松島公衆衛生の方々も委員となっておりますけれども、環境対策に関しましては、今申しました環境美化推進委員や、それから松島町公衆衛生組合との連携により推進しているため、連絡調整しているため、今回は開催をしなかったということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 大枠で大体答えられたかと思えます。ここから一問一答……。済みません、丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 公共下水道への繰入金の関係でございます。

今回、下水道事業特別会計の減額補正をして、それらで繰出金がマイナスの4,453万4,000円、それから、まちづくり交付金、それから、公共投資臨時交付金の関係でございます。これがちょっとわかりにくいかと思われたということでございますけれども、これにつきましては、臨時交付金事業が今回補正で三十列の駐車場のトイレが計上されました。それに伴いまして、下水道事業の方でも事業費として799万5,000円の事業費がなりました。それで、その財源といたしまして、まちづくり交付金からここに明記されています319万8,000円が充当されます。それから、臨時交付金分の642万円のうちの330万円、これも充当されます。その残の残りが一般会計分ということで149万4,000円となって、合わせますと799万5,000円の事業費がやることになりました。この事業につきましては、全額繰り越しをするということでしております。

それから、公共臨時交付金642万円のうち、トイレの方への充当が330万円でございますので、残りの312万円、これにつきましては、下水道事業の単独費に充当するというところでやっております。それで、9月にも400万円ほど補正でいただきまして、合わせて712万円が下水道の単独事業費に公共投資臨時交付金が充当されるということになりました。そういう内容でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 質疑求めます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今度は一つずつやっていかなきゃいけないのだと思うのでありますが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業は、そうすると、この実施計画というのは、町で適当に立てれば何でも一次計画になると、こういうふうなことですか。実施計画というのは、私らは長期総合計画に基づく実施計画は実施計画だと思っているわけでありまして、これをしてというのは、実施計画になるのだとすれば、何も議会も何も要らないんじゃないでしょうか。何日だからできなきゃない、議会を招集するいとまがない、招集は次の日でも招集できるわけでしょう。今議員はあらゆるものに出てきて、議会で吟味しているわけですよ。それなのに、こういうふうなもので、これを議決しなければ終わらせないんだよと、こういうふうなことなのですか。そこのところだけ聞いておきます。あとは中身は、あとはみんなで吟味されるのでしょからいいわけでありまして、うちの方から出してやるわけでしょう。出してやるときに、議会は議決さえすればいいのだと、おれが出したのを議決しないのはあなたたちが悪いんだというふうなことではないわけでしょう。議会はそれを吟味して、そしていいか悪いかを決めて議決をするわけでしょう。全然わからないところで皆やって、そして、あとは忙しいからそうなんだと、知らないよと、議決しないならあなたが悪いんだよとい

うふうなことになるのですか。そこのところだけをお聞きしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 繰り返しになりますけれども、この実施計画というのは、あくまでもこの地域活性化・きめ細かな臨時交付金を申請するに当たって、国の方から示された計画の様式がございます。それに基づいて、先ほど課長が申しあげましたスケジュールに従って計画書をお出ししたということでございます。それと予算ということで、今回ご提案申し上げて、議決いただければこれを実施できるということでございますので、議決いただければこれは実施できないということでございます。そういう理解でございます。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 言葉の正確な定義を求められる尾口議員でございますから、この実施計画というものが、長総で定めているものというふうにご理解をいただいているのかと思いますが、実施計画というのはいわば普通名詞でございますして、実際にそれをやる計画というふうな意味で今回のこのきめ細かな交付金の方では、国の方で指定してきているわけなんですよ。それで、実際にやる計画という意味ですから、長総の方でもやっぱり実際に長期総合計画があって、じゃそれは大まかなアウトラインの計画、概要の計画ですね、それを実際に予算化つけてやる場合にはどうするのかということで、実施計画という名称でもって長期総合計画の下にあるわけです。その場合、長期総合計画とその町の実施計画がセットになった場合には、固有名詞になるわけですがけれども、こちらで言っているのは、あくまで普通名詞です。一般的な意味として実施計画というふうな言葉を国の方で出しているのと、そういうことをご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） どっちでもいいのですが、その出してこられたきめ細かな事業細目が出てきたと。こういうようなことであれば、細目について本当にきめ細かな事業になるのかどうかというようなことを議論するのが議会じゃないのですかと、私は聞くわけですよ。それを一方的に出してきて、議決しないならしないだけだよと。これはないでしょうと。議会の議決の重みというのはそういうのではないんじゃないのですかと。町長、実施計画は一般的な何だ、あっちから細かな内容を出してきたんだ、それに合わせておれは書いてやったのだと。では、議会はどうなるのですか。議会はそのきめ細かな事業もわからないんですよ。きょうまでわからないわけですから。今もわからないわけ。だから、そういうふうな事業はどういうふうな事業だったのかということすらわからないわけ。そして、自分たちが勝手にと言っ

ては大変申しわけないのですが、やったのをだから出すんだよと。こういうふうなことではないのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、町長。

○町長（大橋健男君） まだちょっとご理解いただいていない部分があると思うのですが、実施計画と、こちらで、国の方で言っているこの用語の中の実施計画は、何も町ですっと前から持っている計画という意味ではないんですよ。ですから、この場合、国から、ここで言っている実施計画は町でやるつもりのある計画なのかどうなのかということの意味でございまして、この国からそのヒアリングが来た段階で、こちらの方でこれまで行政でかかっている中で、住民の方々からのいろんな要望がある、それから、行政としていろんな課題がある。そういったものをずらずらとこう並べた中で、それでは、今回やれるようなものはどれなのかということで、役場の内部の方でいろいろ取捨選択をしながらメニューを取りそろえたというわけでございます。そして、これを議会にお示しして、そこでお考えいただきご議論いただいて、妥当なご判断をいただくという趣旨でございますので、誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 今町長が言うのはわかるのですが、だから、今実施計画というのはそういうのだというのですが、1月に出てきたときに、きめ細かな事業というのはこういうのなんだよと、細目が出てきたと言っているわけでしょう。だから、その細目が出てきたときに、議会に示さないで自分たちが各課ら何だ、町民要望だと。議会で、議会基本条例に基づく議会、住民に、議会説明会に行ったとき出た要望もあるんですよ。そういうようなのはもう全部入っていませんよ。だから、そういうふうなのまで含めたら、そういうふうなきめ細かな事業の細目が来たのなら、議会にも相談する必要があるのではないかと。長期計画でなくたっていいんですよ。その細目、ちっちゃなのが来たっていいんですよ。その中で、この事業を取り入れるに当たって、私は全然知らないんですよ。どういようなきめ細かな事業がこの補助の対象になっているのか。だから、ここにあるのを見て、実施計画といたら、あなた、出したやつがさっぱり載っていないのではないかと聞いたのですが、今町長の答弁でわかりました。実施計画というのは、長期計画にいう実施計画ではないんだよと。一般的なやつだよと。そこまではわかったのですが、だとすれば、その一般的な考え方でそういうふうなものが議会に示されて、議会も同意したところで予算というのは出てこなければならぬのではないかと。この地域活性化・きめ細かな事業でありますから。あなたたちだけがき

め細かだと思っても、地域活性化になっているのかというような問題があるんだと思うんですよ。皆さんもいろんな意見をお持ちなので、これは今から出てくるのだと思うのでありますが、そういうふうなことがある中で、こういうふうな提出の仕方はおかしいのではないかと。だから、おれは間違いなく役場の課長さん方に聞いていいと思ったのを出したんだよというようなことだと思うのです。頭を町長がひねるところを見ると。だけれども、議会でそうでなく思っていたらば、そうはいかないんじゃないですかというんですよ。だから、もしこれとかわるものがあれば、まだ年度内ですから、別なのが出てくれば別なものに行けないのですかと。ここまで確認しているのですかと、こう聞きたいわけですよ。それ以上の何は要りません。自由討議でやります。みんなやるでしょうから。

○議長（櫻井公一君） それでは、会議が始まりまして1時間も経過しましたので、答弁整理を兼ねましてここで休憩をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）再開を11時20分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開します。

尾口議員の質問に対して答弁から求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 先ほどの尾口議員のご質問にお答えしたいと思います。

要は、尾口議員のご質問の趣旨は、その県に提出するとき、事前に議会の方に説明がなかったのではないかというような内容なのかと思いますが、我々としては、短いスパンの中で1月中に、先ほど課長も答弁いたしましたけれども、11日間と短い期間の中で、国から県を通じて提出を求められ、我々としても町長があいさつの中でも申し上げましたとおり、さまざまな事業がある中で、事業を選択して絞り込んだ内容を、県を通じて国に提出したわけでございます。

そういったことで、今回3月議会ということで、補正予算ということで、そこでご議論いただくという通常のルールに従って、我々としては考えて言うところでございます、今回の場がまさに議会への審議の場というふうに考えているところでございます。

また、課長の方からもお話ししましたとおり、既に国の方には事業計画ということで提出をしておりますので、事業の差しかえはできないものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 自由討議にこのことは譲りまして、8ページの借換債ですね。当初4件見ていたのだけれども、23年度に完了する2件については借りかえしなかったんだなんて、議会をなめているのではないかと私は思うんですよ。23年度に返済で終わらなければ、最初から借りかえなんか、借換債を考えること自体おかしくないですか。ただ出せば議決をする、反対する人があれば賛成する、だから議会はいいんだというふうな考え方が先行しているのではないかと私は気がしているんですよ。大体予算というのは私らは1年の計画、何もなければこのまま通りますよというのは、1年の計画を出すんですよ。前の年に一生懸命になってあなたたちが吟味をして、そして、来年は21年度なら20年度に、21年度にはこれをやりますよと。経済の状況の変化とか、そういうなのがない限りは、そのとおりに進まなきゃないのです。補正予算なんていうのはすることないんですよ、本当は。いいですか。それで進まなければならないのだけれども、その1年のうちにいろんなことがありますよと。国の状況も変わりますよ。それから、経済の状況も変わりますよ。だから、このくらい見ていたのだけれども、もっと足らなくなったとか、そういうふうなのだから補正というのはあるんですよ。予算の見方、つくり方を見てください。1年の町長の青写真を出すのが予算なんだと、こう言っているわけですから。それが原点からわからないでしているのではないかと気がするわけですよ。1年の青写真を町長は出すんだよと。こうやっていくんだよと。ことしはこうやっていくんだよと、町長は出すのが予算なんですよ。それからいったらおかしくないですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今言われたように、年度当初での予算の段階ではこういうことをするというので、議会の皆さんの議決をいただいたと。そういう中で予算が成り立っているわけですが、今回、この借換債を判断させていただいたのは、借換債、また新しく、簡単に言えば借金をするような形になるわけです。そういう中で、この2件分、平成22年度分、平成23年の3月末の償還がこの2件あると。これは当初からわかっていたのではないかと話にはなるわけですが、そういうことで、また新たにこの分を借りかえしてやるよりは、この分については借りかえない方がいいという一つの判断をさせていただいた。そういう意味では、今当初予算の言っている、予算編成をした段階での趣旨とちょっと反するのではないかとこのところは当然あるわけですが、一つの判断をしてそうさせていただいたということです。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 課長のところを責めるのも、今21年度は課長がつくった予算でないんだと思うのでありまして、責めるのも大変責めづらいのでありますが、町長は変わらないんですよ。大橋町政でやっているわけですから。そのときにどなたがどんな査定をしてこうなったのか。この辺まで十分に考えてしてもらわないと、今後も22年度予算が8日から出てくるわけですよ。こういうようなので、後から、ああ、あいつ間違っただ。ああ、直すんだ。しなくたっていいの上げていたんだ。これでは議会で議論する余地がないんじゃないですか。ああ、やりなさい、あなたたちで、好きなように。そういうふうになってしまわないかと。これは町長、副町長に答弁していただきます。

○議長（櫻井公一君） 答弁。町長。

○町長（大橋健男君） 予算と決算というものは一体いかなるものかということをお考えいただければいいと思うのですけれども、当初予算を組む段階では、当然ながらその時点でもってベストであるというふうな項目、そして金額をとらせていただくわけです。しかし、時間がたって状況が変わります。それはもちろん大きく変わることはありませんけれども、変わる微細な部分、変わってくるわけですね。それとあと、予算というものは、すっかり決算とイコールでなければならないという話はないわけなのでありまして、当然その業者発注した場合に、その金額等について揺れというものはあるわけですね。そういったものも含めると、予算の制度というものは、相当幅があるのではないかと。相当というのはちょっとまずいですけれどもね。ある一定限度幅があるのです。それがその決算というのものにあらわれるわけでございます。そういう中で、項目によってはかなり大きな幅がその予算と違うということが出てくるのは、これはある意味不可抗力というふうなことがあると思います。

大事なことは、予算を立てる段階で、できるだけその揺れがないように配慮しながら立てることが大事かというふうに思っております。そして、また予算で認められたものにつきましては、できるだけそれから外れないように努めるということが大事かというふうに思っております。そういった趣旨で町政運営をやらせていただいているわけでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長の言うのは私もわかるんですよ。私も予算もしたことあるんですから。ただ、今借換債のことですよ。当初予算で借換債を4件見ましたよと。そして、途中になったら借りかえすることないよと。これは状況の変化も何もないんですよ。借換債の条件が変わったとか、そういうものがあれば当然そういうようなことがあると思いますよ。今町

長がおっしゃるように。ないのでしょう、これは。4件見ましたよ。借換債で高い利息を払わないで安いのにしますよと、してみたのだけれども、後からよく考えてみたら2件しかすることないと。2件はすることないと。だから減額したんだよと。これではおかしくなりませんかと聞いているんですよ、私は。だから、町長と言ったのです。町長でなくたっていいですよ。そういうのはもう対外的に何でも言うのはなのであれば。予算と決算というのは必ずしもイコールにならない。だけれども、予算というのはその決算に近いものでなきゃならない。こういう原則があるのでしょうか。ただバーンとどっさり出しました、予算で。だけれども、実際に使わないで半分になりました。予算と決算というのは違うんですよと、これでいいんですかというようなことを私は聞いているわけです。だから、町長の姿勢としてそういうふうなものをやらないようにさせる考えがあるのかどうかというようなことを含めて、町長に聞いたわけです。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 先ほども述べましたが、当然その予算と決算に違いがないように努めるということは申し上げているところでございますので、私も尾口議員と考え方は一緒でございます。ただ、個々のケースにつきまして、今回はその借換債のお話が出ているわけでございますけれども、そういうふうなことが発生したことについて、ちょっと私も個々のケース、もう1回調べさせていただきまして、きっちり尾口議員のおっしゃるような形で整理されるのであれば、今後注意していきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） これはそのとおりにしましょう。

それから、さっき課長の答弁があったのですが、町税で固定資産税、21年度は約1,000万円減るんだよと。それで、歳入欠陥はないのかと。そうしたら、町民税はこういうようなんだ、ああいうようなんだ、だから、足せばないんだと、歳入欠陥はないと。こういうようなことでありますが、款項だけ議決事件ですから、目節の内容についてはないと思うんですよ。ほかの目が、執行科目ですから、目はね。だから、ただ、その目の中でもそういうふうなのがないですかと。そうすると、そうでないと、1,000万円も2,000万円も予算よりもオーバーしたのを持っていて、なくなったら出すんだよ。あつたら決算で不用額に出すんだよと。これでは予算の趣旨からいっておかしくないですか。だから歳入、もし何だとすれば、1,000万円も21年度で減額になるから、調定減額になるのだから、だから歳入欠陥にならないのですかと、こう聞いたわけです、私。言っていることわかりますか。目の中で固定資産税の調定は

ぎっちりあるわけですよ。2億何ぼだか滞納があるわけですから、そうすると、予算は実質入る額、これだけ予算に計上しているわけでしょう。その入る額が1,000万円も減るわけですよ。21年度でね。だから、それで歳入欠陥は起きないのですかと、こう聞いたわけです。それに答えてみてください。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今のお話の固定資産税のところだけ。先ほど町税全般についてお話をさせていただきましたけれども、固定資産税について1,000万円ぐらいあるので、欠陥出ないのかというお話。それで、21年度当初の予算を見込んでいた額、それから、21年度末でどうなるのかという状況、そこには先ほどお話がありました1,000万円の話もあります。それでいきますと、固定資産税なのですからけれども、現年分、相当ありまして、数字でこれは見込みですので、数字ですけれども、わずかですけれども、数字上はプラスという、1,000万円引いてもプラスという。でも、プラスじゃ幾らあるかという話ではなく、そういう状況です。そういうことを全体的に見て、先ほどお話しさせていただいたような状況でございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それはわかりました。わかりましたというよりも、そういうふうな余裕財源があったと。余裕財源があつて、そういうふうにしていただくと。予算はとっていたと、こういうふうなことで理解しておけばいいのだと思うのであります。

それから、電子計算の総合行政ネットワーク、県で従来の市町村ごとにやっていたものを20年度で調整をしたと。そして、1本になったから安くなったのだと。21年度の予算のときはこれは出てこなかったのですか、まだ。これは委託料ですから、松島町で発注するわけでしょう。委託料だから。だとすれば、そういうふうなことで安くなるよと、まず。県の1本の中に入っているのだから安くなるよというのなら、安い予算で予算をとったらよかったんじゃないですか。なぜその当初のときは、県の負担金でないですからね。委託料ですからね。

○議長（櫻井公一君） 答弁。小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） まず、システムの、先ほど説明の中でスケールメリットという話をしましたけれども、今までは各自治体が単独でこの契約を結んできたということについて、平成20年度に宮城県で共同調達事業ということで、システムを一括して入札して、単価を決めるということの趣旨で入札を行ったということでございます。それで、今までは従来自治体ごとにそのシステムを独自の入札をかけて請負業者を決定して進めてきたということ

でございますが、この県の方での調達事業の実施が年度末に行われたということで、その情報は前もってはいただいていたようではございますけれども、どのぐらいの請負額になるかというのは、当初予算編成時点ではわからなかったということで、今までの状況を加味しながら当初予算については要求をさせていただいていたということでございます。それが年度末に県の方からその契約に関する単価が合同で、スケールメリットなのではございますけれども、その部分で示されたということで、それに基づいて松島町はその県の落札業者と随意契約をしたという内容でございます。

○議長（櫻井公一君） 答弁終わりました。9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、何ですか、これは随契ですか。今の内容を聞くと、委託料は随契したと。県で決めた業者に随契したと。こういうふうなことですか。

それと、年度末というのはいつなのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） まず、随意契約かということでございますが、随意契約でございます。

あと、県の方で入札が行われたのは1月16日でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） これは20年度のだから、21年の1月ですか。20年度に県はそういうようなことをやったと。こういうようなことだから、21年の1月ということでもいいのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） そのとおりでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） では、次に参ります。

地域公共交通、これはすることがなかったと。これは前々から問題を指摘をして、そして、しなければならないということになっているんですよ。すれば幾らでもあるのではないかと。こういうようなことまで、ある委員さんは交通にうんと明るい方が質問して、そして、いや、これはやらなければならないと、こういうふうなことで予算を組んだんですよ。それがやらなくたっていいのだと、まず。こういうふうになったのですか。議会の議論はそうでなかったんですよ。私はそれまで見てきたんですよ。当初予算で議論したときの内容まで見てきているんですよ。その中では、要らないのではないかとこのを要りますよと、こういうようなこともやらなきゃいけないのではないかと、そうならば。こういうような提案までしている

んですよ。その委員さんは。そして、やりますと言ったのです。だから予算を通したのです。でなかったら減額するんですよ。町長は予算というのは実質決算とは違うんだと言うけれども、ここの中身を見てみなさい、町長ね。1万円だの5,000円で目の中で補正しているんですよ。1万円や5,000円で目で実際と違ってたって、何もしなくたっていいのではないですか。私はいつでも言っていたのは、5,000円だの8,000円だのというのは、一々こんなものを書いておかしいのではないかと。こういうふうに言ってきたのですが、これは絶対書かなきゃないから書いたのだと思うんですよ。農業振興あたりでも目に10万円にならない、1万2,000円だのというのがあってあるんですよ。こういうようなものもあるのに、おかしいのではないかと。重箱の隅をつつくようなことを申し上げるのですが、私はこの細かいところまで言うことはなかったのですが、町長が言うから私は言っているのです。だからどうなのですかと。その交通会議は。

○議長（櫻井公一君） 答弁。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） これに関しましては、先ほども答弁しましたけれども、協議事項の中で路線の変更とか、それから、旧廃止から運賃の問題ですか、そういうのが本当は協議事項になっております。ですから、今回はそういう大幅な路線の変更とか、それから休廃止とか、そういう本当に案件がないということで、21年度は開催しなかったということでありませう。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） あると言ってしたのを、次の人にならなくなったのと同じで、こういうふうなことがいいのか悪いのかというようなことは私はわかりませんが、そういうふうなことだったんですよ。そういうふうなことはどうだったんですかね。これはこれでいいとしまして、次に行きますが、間違っていたときは、当初のときはこう見たけれども、これはしなかったのだと。間違っていたときはやっぱり間違っていたと素直に、今後はこういうふうにしたいと、何というのですか、答弁を自分たちの意に合うように塗りたくって、そして、バラ色にしようというふうな気があるような気がして、皆。3月議会ですから、これで終わりなんですよ、21年度は。だから、間違ったときは来年からしないとか、そういうふうな何が私は必要なのではないかという気がしているのですがね。

まあ、次に行きます。リサイクルも町長は22年度予算で3Rが絶対必要だからやらなきゃないと言っているんですよ。リサイクルも必要だ、だから一生懸命になってやりますと、こう言っているわけですよ。それを担当はあんなものはいいんだと、まず。こういうようなこと

のように私は見えるわけですよ。これも出たんですよ。環境美化とリサイクル推進の何がおかしいのではないかと。両方してどういうようなことになっているんだという話も出たんですよ。委員会の中では。だけれども、これはこれ、これはこれだから、しなきゃないんだと。そして、一生懸命やっっていくのだと。こういうふうには私らは答弁を受けているわけです。ところが、人がかわったり係がかわると、ああ、そんなものいいんだと、まず。集めるのも大変だからということなのですか。まず、それはどうなのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） ご指摘、大変厳しいご指摘だというふうに思っております。確かに私も去年の議会の経過とか、そういう中で記憶しておりまして、施策的などころとして頑張っていきたいというふうに申しております。それが現実の事務事業の中で、どうも不十分といえますか、ものによっては1回も開いていないということがございますので、これは私も反省いたしまして、しっかり行程管理、業務管理をしていかなければいけない。そして、町民の方々のご意見を聞き、施策として取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますので、私からはその点述べさせていただきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長の明快な答弁をいただきましたので、次に行きます。

今度で終わりにします。自動車騒音、入札で差金が出たと。その3カ所にしたと。こういうようなことでありますが、実質町長が言ったように、予算の実際の何は違うんだよと。こういうようなことからいくと、差金出たらって残っていて、3月もまだ10何日あるのだから、20日ばかりあるのだから、もっとしなきゃないのが出てくれば、しなきゃないのではないですか。だから、入札差金はどういうふうな入札をして、どのぐらい差金が出たのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 入札は5社による入札でございまして、差金は今回の補正の26万7,000円でございます。当初予定しておりました測定場所については、自動車騒音については3カ所で、環境測定には2カ所でございます。その調査結果につきましては、先ほども答弁しましたけれども、自動車騒音につきましては、事業限度内で測定されております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると何ですか、75万円にしたのは、このぐらいの事業で75万円に上げた。前の年は予算で50万円なんですよ。前の年は50万円なんですよ。それを25万円も

っと要るから、じゃ上げたんですよ。見ていたでしょう。20年の予算は50万円なんですよ。それを75万円必要ですよ。ただ、入札差金だけではないんじゃないですか。入札差金だけですか。前の年も入札しているんですよ。もっと安くなったということですか。そのところだけお聞きして終わりにします。

○議長（櫻井公一君） 答弁。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） うちの方ではこの委託の設計ですか、これにつきましても74万5,000円ほどで、予算が75万円ほど計上させていただきました。それに伴います今回の入札結果が、先ほど申しました48万3,000円で、26万7,000円の減額ということになります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。11番赤間 洵議員。

○11番（赤間 洵君） それでは、お伺いいたします。

国の第2次補正予算による地域活性化・きめ細かな臨時交付金が交付されたことに伴い、事業の内容が示されました。その中で、ぜひ検討をしてもらいたいと思うのは、地元業者の育成をどのように図るかだと思います。公共工事の削減などにより、町内景気の低迷を有意義にしているともいえると思います。

そこで、町長にお尋ねします。今回、公募しておりました第2次補正予算、地域活性化・きめ細かな臨時交付金は、自治体が発注する小規模な建設工事や修繕などにより、地元業者の受注機会を拡大し、地域経済の活性化を図ることを目的とした臨時交付金だと思います。公共工事の減少が続く中、地元業者育成のために地元業者への発注対策をどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 今回の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業は、議員お話しのとおり、建設業の雇用を拡大するという、こういう趣旨もございます。我々といたしましても、従来から地元企業に対しましての優先的な発注には努めているところでございます。その発注の内容によりましては、これは地元業者で対応できないという事業もございますので、そういう場合は、2市3町とか、あるいは県内全域とかということで範囲を広げていきますけれども、極力発注の状況は毎回方向しておるわけでございますけれども、ごらんいただければわかるかと思いますが、我々としては地元企業の優先発注ということで努めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 11番赤間 洵議員。

○11番（赤間 洵君） 宮城県の入札契約制度改善が目指す四つの基本方針があります。その項目に、地元の経済が潤う制度、地域貢献の奨励と記載されております。地元業者の発展がなければ、地域経済の活性化は停滞するものと思われま。地域に貢献する優良な地元業者への育成をなお一層の発注対策をとらなければならないと思います。地元業者への育成対策については、先進事例で見ますと、小規模工事等希望者登録制度という制度があります。小規模工事等希望者登録制度であります、平成19年度には全国で33件、262自治体で実施されております。今後も創設を予定している自治体もあり、さらに増える傾向にあります。町では、地域貢献制度を含めた総合評価方式を採用していると思われまが、昨年の決算審査でも内容が不十分であると指摘を受けております。これを機会に、さらに思い切った地元業者への受注対策を図られますよう求めたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） これは私も以前から地元重視ということで考えておりまして、その旨説明させていただいております。何よりも実績を再度ご確認いただきたいと思んですよ。松島町の発注工事について、ほとんどはもう地元業者でございますから。つまり、これは金額だったり、その工種だったりで決まるわけですけれども、今松島町の公共工事として、金額的にほかの業者も含めてやるような、そういった事業はしていないのです、ほとんど。ですから、松島町の例えばその下水道工事にしても、道路関係の工事にしても、そもそも業者さんは、町内の業者さんがほとんど対象になっております。物品購入等に関してもそうですけれどもね。工種によって町内の業者さんでできない部分とか、または、あとは構造的に町内の業者さんではできない部分については、ほかの業者さんが入っていらっしゃるケースもあります。委託については、必ずしも町内業者さんということでない場合もございますけれども、現実に町発注のものにつきましては、実績としてほとんど町内業者さんがとっている。とれるものはとっているというような状況もございますので、これは再度ご確認いただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁が終わりました。よろしいですか。11番赤間 洵議員。

○11番（赤間 洵君） 第四小学校のですか、第6分団の消防ポンプ小屋に、塩竈の業者が1社だけ応札したということがありました。地元の業者が全然わからなかったと。業者が怠慢だったのかなんか、全然わからなかったということをよく聞かれます。今回の第5分団などもこれは何社ぐらいで入札があったのか、その辺を。そして、事業仕分けの内容などもお知らせいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 第6分団が昨年で、第5分団がことし発注しました。その中で、あの建物は本当はある種非木造ですので、その中で業者を公募したわけでございます。ですから、地元がわからないというか、必ず公募するときにはそういう手続をとっておりますのでわかると思います。ただ、業者は4社か5社だったと思います。入札したのは。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 鉄骨工事につきましては、鉄骨建物工事につきましては、それに対応できる業者さんが町内にはいらっしやらないと。仕上げの木工事等は別ですけれども。そういうことですよ。当然業者を公募といいますか、求める際には広く出しておりまして、それに対して町内の業者さんが応じなかったということでございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。16番今野議員。

○16番（今野 章君） 一つ二つではないですけれども、答えは1回あれば多分終わるような質問だけになると思います。

最初は、10ページ、交通安全指導員の報酬29万8,000円増ということで、出勤回数当たりのこの単価も上がったということもありましたけれども、今回のこの増額につきましては、朝の街頭指導箇所を増やしたのだと、こういう説明でございましたので、この場所を増やしたのかという、その具体的内容についてお聞かせをいただきたいということでございます。

それから、14ページ、地域活動支援センター環境整備工事ということで250万円、希望園の床の工事、張りかえ工事と、こういうことなのですが、これはカーペットの張りかえという意味なのか、それとも、いわゆる床そのものを何ていうのですか、下の土台の部分から含めて直していくと、そういったような工事になるのか、その具体的内容についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、夕食宅配サービスの業務委託料49万9,000円増ということで、増えているというのは利用者が増ということだとは思いますが、この増えた要因というものについて、どういうふうに考えておられるのかというところをお聞きをしたいというふうに思います。

それから、15ページ、保育所ですね。環境整備事業ということで三つの保育所でトイレ等の修繕というのですかね、をするというので、和式のトイレからこれは洋式のトイレに切りかえるということになるのか。対応年齢はどういうふうになるのか。そういった中身についてお聞かせをいただければというふうに思います。

それから、16ページ、健康診査委託料がありますけれども、270万円の減、この減の主な理由、それをお聞かせをいただきたい。

それから、その下の健康館環境整備事業300万円の工事請負費、これにつきましても、先ほどの希望園と同じように、床等の張りかえというようなことのようなのですが、これはいわゆるカーペットなのか、床そのものなのか。その具体的内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、その下の妊婦乳幼児健康診査委託料60万円の減と。これについてもその理由についてお聞かせをいただきたい。

それから、19ページ、観光費ですね。三十刈地内バリアフリー公衆トイレ建築実施設計業務委託と、実際の事業が、建設事業が行われると、こういうことになるわけでありまして、建設の場所、いただいた資料を見ますと、現在のこの建設されているというか、トイレが建っているそのわきに建てると、こういう計画になっておりまして、これはできれば私はもっと入り口に近いところに移せないのかと、こういうふうな意識を持ちました。資料を見せていただいていますね。ゴールデンウィーク等のいわゆる大変な観光客が来る、そういう時期になりますと渋滞もするわけですから、できればこの駐車場の入り口の近いところで、渋滞の際にでも車から降りればすぐにでも利用ができるというような位置にこの建設をした方がいいのではないかと、私はそのように思いました。渋滞しますと、もう本当になかなか動かないということで、幾らかでも道路の近いところにと、そういう思いがあります。もう少し今の位置よりももっと道路側に移すか、移して今フェンスが張ってあるところに階段で上れるようなそういうシステムにするとか、そういう工夫があってもいいのではないかと、このように思いましたので、その辺についてどうなのかということでございます。

それから、町営住宅ですね。町営住宅は、高城団地でデジタル放送のアンテナ改修工事をやるということのほか、上初原団地の屋根のふきかえもやるということで、23棟を考えておられるということだったのですが、50棟近い住宅があるかと思うのですが、残りの分についてはどういう措置がされていたのか、これからあるいはする計画があるのであれば、今後のことについてお聞かせをいただきたいということでございます。

それから、22ページ、災害対策費68万6,000円プラス597万5,000円ということで、666万円ぐらいで全国瞬時警報システム整備工事ということで全国瞬時警報システム、いわゆる J - A L E R T ですか、これの整備を進めていくと、こういうことのようにありますが、この J - A L E R T の具体的な中身ですね、どういう警報を流すということになっていくのか。我が

町はデジタル化したばかりですので、当然この J - A L E R T にするという事になれば、すぐに対応できる体制にはなっているかと思うのですが、実際に流される警報の種類等々はどうかということですね。

それから、今現在、来年の7月24日以降ですか、テレビ等もデジタル化をしていくということになっているわけですね。そうしますと、テレビ等でのこうした警報システムなどもどんどん普及していくということも私はあるのかなという気がするのです。そうしますと、改めてこういった全国瞬時警報システムという導入が本来必要なかというような思いもするのですが、その辺についてどのように考えておられるかということですね。こういう予算があるのであれば、私はもう少し考えるべきところがあったのかなと。もしその防災行政無線ですか、我が町の。こういうものがありますけれども、この間の津波の際も、これはうちの中に入るとなかなか聞こえないんですね。やっぱり外にいればこそ聞こえますけれども、うちの中ではなかなか聞こえにくいんだというような状況もございました。そういう意味からいきますと、今これをやってどうなのかなと。むしろその住民にそういった情報を本当にどうやって的確に伝えることができるのかということの準備を町として考えていく必要性があったのではないかと思うのですが、その辺についてどうかと。国からこれも先ほどの人事院の勧告ではありませんけれども、国から県にお金が来て、県からお金が流れてくるからやるのだということでもいいのかどうかということも含めて、お聞きをしておきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今、今野議員から大まかに10件ぐらいの質疑が出ておりますが、ここで審議途中でありますので、昼食休憩に入りたいと思います。再開を13時といたします。

午後12時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

今野議員の質疑に対しての答弁から入ります。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、1点目の交通安全指導員によります新設場所ということでありまして、これに関しましては、21年3月に明神交差点、これが信号設置の供用開始になりました。それに伴いまして、子どもたちの安全性を踏まえて、新設したものでございます。

また、愛宕交差点と、それから、松中の三叉路、ここに対しても人数の、今まで1人で配置

しておったのですけれども、愛宕交差点においては2人、それから、松中の三叉路についてはまた再開しております。

それから、22ページの全国瞬時警報システムでありますけれども、これに関しましては瞬時に津波情報ですか、緊急情報を再現、または音声放送によって伝達するものでございます。確かに議員おっしゃるとおりに、テレビ放送等随時流れますけれども、松島町としては国際観光都市として多くの観光客が見えられます。その観光客の安全を確保するのも一つの義務かなと思ひまして、この事業を遂行するわけでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 14ページの希望園のプレイルームの工事でありますけれども、これにつきましては、カーペットだけでなく、床そのものも含めての工事でございます。

それから、同じく14ページの宅配夕食サービスの委託料でございますけれども、これにつきましては、平成20年度においては介護保険特別会計の中で実施しておりまして、対象者について制約がありました。そこで、必要な一般高齢者に配食が難しくなったこともあり、平成21年度から一般会計に戻して実施しております。それに伴い利用者が拡大されたものでございます。当初予算では月平均約600食を予定しておりましたが、見込み的には月平均640食なるもので、それに伴って今回補正するものでございます。

次に、15ページの保育所の環境工事でございますけれども、保育所のトイレの工事につきましては、年長児を対象とした和式から洋式の工事でございます。

次に、16ページの健康診査委託料につきましてでございます。これにつきましては、結核、肺がん検査ほか14件の検査委託料につきまして、今回精算により減額するものであります。主な不用額が多くなるのは、胃がん健診で約110万円ほどの減額でございます。

次に、同じく16ページの健康館の環境整備工事でございますけれども、これにつきましては、カーペットの床張りのみでございます。

次に、同じく16ページの妊婦さんの健診でございますけれども、これにつきましては、平成21年度から14回の無料ということで、1人当たりに計算しますと約10万4,000円となります。妊婦さんによりましては、初回の健診が遅かったり、そういうような事情によりまして、予定回数のおおりに受診していない方もおりまして、今回それに伴い減額するものでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 私からは、三十刈のバリアフリートイレの建設位置でございま

すが、私の方といたしましては、車で松島を訪れた場合、あそこから見る景観が素晴らしいものですから、その景観を損ねないように、また、公共下水道の接続を考え場所を選定させていただいておりますが、建設に当たりましては、庁舎内で再度また建設場所等を検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 21ページの町営住宅、上初原団地のかわら屋根のふきかえ工事でございますけれども、上初原団地には現在50戸あるということで、もう既にトタンにふきかえているのが27戸と。それで、残りの23戸は今回計上させていただいたということでございます。

それから、そのほかに幡谷団地には10戸ありますけれども、これは既にトタンにふきかえているということでございます。

それから、愛宕団地につきましては、今現在17戸ございますけれども、トタンが6戸、それから、かわらが11戸という形で残っているということでございますので、これらは残っているものについては順次トタンのふきかえをしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） 大体のところは了解をいたしたわけでございますが、健康館の方、カーペットの張りかえだけということなのですが、私は希望園も健康館もたしか余り床はいい状態じゃなかったかなという記憶があるんですよ。今回言ってみたわけではないのですが、前に健康館が集会室というのですかね、何ていうのですかね、あの広いところに行ったときは、床もちょっと若干どうなのかなという思いをしたものですから、カーペットの張りかえだけで本当によかったのか、もう1回その辺確認をしていただきたいと思いますと思うのですが、大丈夫なのかどうか、その辺よろしくご回答をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 健康館の環境整備でございますけれども、床張りということでございますけれども、今回主に外壁の方を重視しまして、そちらの方を多く予算的なものを配分、そちらの工事を多く見たところでございます。今ご指摘のとおり、床についても私どもも現場を確認しておりますけれども、さらにそのカーペットだけでなく、そこご指摘でございますので、さらにもう一度私の方でも確認はしたいと思っておりますけれども、そのように考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） そういう答弁が返ってくると、うんと心配になるのね。さらに確認するというのじゃなくて、私は確認していないのでわからないのですが、確認して工事をしようとしているわけでしょう。今からさらにというふうに言われると、じゃ確認していなかったのかと、こういうふうに思ってしまうんですよ。そこなんですね、問題はやっぱりね。外壁中心の工事だと、そして、カーペットだけやると。もしその床もやらずにちゃいけないということになると、カーペットの工事はある意味むだな工事になるわけですよ、これは。ですから、そういう意味で、その床の状態も含めてきちんと精査をしたのかというふうに聞いたわけなのです。今のような答弁が返ってくると、一体この事業の計上の仕方は妥当だったのかという、こういう思いがするのですが、もう1回その辺お願いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 床につきましては、私も2回ほど行っておりますので、その辺は大丈夫だと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） 本当に大丈夫だというふうに思いたいところでございます。

それで、次に移ります。次は三十列のトイレですね。再検討なされると、こういうことなのですが、先ほどのお話ですと、既に国の方に対しても計画を出していると。これを変えるわけにはいかないというような一部答弁もありましたけれども、もし変えればこの程度なら変えられるのかどうかということと、それから、景観の問題がございましたけれども、景観に配慮すると、そう言われれば確かにそうだという思いもするのですが、できるだけ道路側に寄せながら、入り口はあそこは多分道路と駐車場の高さが1メートル、2メートルぐらいの差があるかと思うのですが、もう1本階段なりなんなりで駐車場に入るような入り口をつけるということを行えば、もう少し今の状態よりは便宜が図れるのかなという思いもするのです。現状出した計画が変更できない、あるいは余り大きく変更できないということであれば、そういったことも考えられるのかなというような思いがするのですが、その辺についてどういうふうに考えておられるのか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 建設場所の変更につきましては、便所そのものの計画を変更するわけではございませんので、軽微な変更とみなされて、ある程度の場所の変更は可能かと思えます。

あと、階段なのですけれども、下り線につきましては、歩道が整備されていないと。また、カーブも近くにあるということもありますので、それだけはちょっと避けたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。その点はそういうことで、できるだけ改善をしていただきたいということだけ要望しておきたいというふうに思います。

それから、次は、町営住宅、そうしますと、まずこの町営住宅の問題では、愛宕で結局10戸かわらが残るといったことなのですが、この愛宕については、既に用途廃止という方向で動いているわけなのですが、今後も住んでいる限りこういった修繕をずっと続けていくと、こういうことになるのかどうか、一つお伺いしておきたいと。

それから、隣の方からこれもということがあったのですが、その町営住宅の耐震の問題ですね。この辺はどういう状況になっているのか。かわらを乗せているよりはトタンにした方が耐震上は軽くなるのかなというような気はしますが、基本的な構造の問題として耐震補強などの関係はどのようになっているのかということをお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） まず、愛宕の住宅になりますけれども、今後、愛宕は一応用途廃止ということで前になっているということで、基本的には高城住宅があいた場合は、愛宕の人たちに声をかけて入ってほしいと、高城へ行ってくれということで、何軒かは移しているのですけれども、住みなれているところと、住みやすいところということで、なかなか移動してもらえない部分もありますので、それでもやむを得ない部分もありますので、生活していますので、そういった形で修繕をせざるを得ないだろうというふうに考えております。

それから、耐震の問題は、かわらからトタン屋根にふきかえるということで、簡易診断を簡単にやりますと、今現在かわらである棟は、上初原団地の場合ですけれども、総合評定が0.5ぐらいなんです、実際ですね。それをトタンにかえるということになりますと、0.72に上がります。ですので、基本的にはやや危険という形ですね。0.5ですと倒壊する危険があるというものから、やや危険ということで1段階上がるような形で、ある程度は大丈夫と言ったらあれですけれども、約束はできませんけれども、1歩上に上がるという形になるのかと思います。

それと、上幡谷団地については、ほとんどかわらじゃなくてトタンというふうになっている

ということで、北部連続地震を見ても、大丈夫だったと言ったら失礼ですけれども、そういった実績もあると言ったら失礼ですけれども、そういった見通し、検討のもとに、簡易診断をやっても若干上がってきて、危険が回避されるんじゃないかということで、今回計上させていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） それでは、住宅の問題などは自由討議の中にもたしかあったと思いますので、それぐらいにしておきたいと思います。

それで、最後に、全国瞬時警報システムですか、この問題になるわけですが、先ほどお聞きしたのは、結局最終的にこの瞬時警報システムから流される警報の種類ですね。津波、地震等々ということでお話があったのですが、何種類の警報を流すということになるのか、その内容についてお伺いをしたということなのです。消防庁のプロモーションビデオというのですか、インターネットで私も見させていただきました。二、三分の短いものなのですが、ミサイルが吹っ飛んできたときも屋内に退避してくださいと、この程度の大体アナウンスが流れるんだよと、こんなことが放送されておりましたけれども、そういったことも含めて、どういう警報の種類が流されるのかというところをひとつ教えてほしいということでございます。

○議長（櫻井公一君） 答弁。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 警報の種類につきましては、何種類と、その津波、それからミサイル、おのおの違いますけれども、ある程度やっぱり統一した警報で通知したいと思います。ただ、その後に警報が鳴ってからの結局何の警報だかというのがありますので、その後に結局音声放送ということになります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） もう一度。16番今野議員。

○16番（今野 章君） 私が聞いているのは、だから警報はどのような種類の警報を流すことになるのだと聞いているんですよ。注意報だって流しているかもしれないわけですよ。だから、津波警報、注意報、臨時火山情報だとか、いろいろあるじゃないですか。火山警報だとか。何種類流すのですか。どのような種類のものを何種類流すのですかということを知っているのです。

○議長（櫻井公一君） 答弁。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） お手元の資料としてJ-A L E R T整備事業概要図お渡ししておりますけれども、何種類になるかということとはちょっとまだこちらでは把握しておりません。

ただ、津波警報、それから緊急地震速報、それからミサイル情報などということになっておりますので、その辺である程度の種類が違うのかなとは思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） 資料、これは確かにこういう資料でいいのでしょうかけれども、我が町にこの設置をするわけですね。この瞬時に流す警報の種類については、我が町でこれとこれというふうに選べるのかどうかですね。そこですよ。選べるのだったらどうなのか。選べないのだったら何々流されるのかというのは、当然わかっていなくちゃいけないでしょう。

○議長（櫻井公一君） 答弁。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） これに関しましては、国が直接町のデジタル防災無線を通じて流すものですから、町独自の警報の内容ではございません。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） だから、町の防災無線行政を通して流すわけでしょう、結局ね。それを利用して流すんですよ、国は。だから、町としてはどんな警報を流すのかということは掌握していなくちゃいけないでしょう。それがわからないということ自体が問題じゃないですか、むしろ。

○議長（櫻井公一君） 暫時そのままの席でお待ちください。今答弁整理します。

答弁。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 大変失礼しました。津波、それから、地震等で町が選ぶことは、これはできます。ただ、まだ何種類にするかということは、まだ町としては決めておりません。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） 選ぶことができるんですね。（「はい」の声あり）選べないのもあるのですか。

○議長（櫻井公一君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 選べないものはないと思います。選べます。（「本当」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ちょっと質問と答弁がかみ合わないようでございますので、暫時休憩してください。ちょっと調べて確認してください。

では、休憩を解きます。危機管理監から答弁させます。櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） それでは、今野議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

このJ-ALERT、国民の命、財産を守るためのものでございまして、先ほど議員さんの方から選べる範囲はどういうものなのということでご質問ありましたけれども、まず、選択肢のあるものとしては、自然災害、総括しますと。例えば火山、地震、津波、台風、強風、さまざまなものがあるかと思います。それから、ハリケーンですね。いわゆる竜巻。そういったものもすべて選択することはできると。ただし、テロ行為的なもの、例えばミサイル、それから、テロの事実があった旨の放送、こういったものについては、選択肢という範囲からは外れております。ですから、これは一斉に国の方から流されるということになるということでご理解いただければというふうに思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。16番今野議員。

○16番（今野 章君） 結局、自然災害以外のことについては国の方から一方的に情報が流されると、こういうことになるかと思うのですが、例えばミサイルが飛んできたという放送を流しますよね。消防庁のプロモーションビデオというのですかね、インターネットで見ますと、先ほども言いましたけれども、屋内に避難してくださいと。実践でないですから、その程度のプロモーションになっているのかどうかわかりませんが、どの程度の情報が果たして流せるのか、この瞬時防災警報システムですか。この避難してくださいと流されて、ミサイルが飛んでくるのに、うちの中に避難して一体どうするのだろうなど。この効果って何かあるのですかね。注意しなさいと、注意しなさい、注意しなさい、危ないですよ、どんどん不安に陥れられていって、いつおれの命はなくなるのかなと、こういう思いにただなるだけで、本当に安全の確保ということに、これはつながるのでしょうか。そこのところを町側としてどう考えておられるのかというのがひとつお聞きしたいと思いますし、それから、この間の津波の際に、先ほども言いましたけれども、防災行政無線システムで、うちの中にいると聞こえないんですよ、なかなかきちんと。ですから、一たんことがあったときに、この瞬時に全国に同じ放送をするということになるのでしょうかけれども、実態の問題としてはなかなか防災無線では聞こえないと、うちの中にいると、こういう状況だと思うんですね。ですから、先ほども言いました。来年の7月何日から、テレビはアナログを全部やめてデジタルになりますよと。そうしましたら、むしろそういうほとんどのうちにあるこのテレビを活用して、緊急放送なりなんなりをしていった方が、はるかに効果があるのではないかと、私はそう思うのですが、いかにもこう駆け込んでむだな事業をやるんじゃないかというような気がしてしょうがないのです。緊急で、これは国がやらないといけないときにやるのはいいですけれども、やり方の問題として、果たしてこれが妥当なのかなと、これもあった方がい

いというぐらいのものにしかならないんじゃないかと。だとすれば、もっと国としては、こんなに不景気なのだから、別なことをやったっていいじゃないかと。もっと別なところにお金を使ったらいいんじゃないかという、私は考え方もできるのかなと思います。防災というのだったら、松島町はこのぐらいの金があったらもう少し各戸に少しでもこの防災無線のようなものを個別に入れていくというような事業にしていっての方がいいんじゃないかとか、そんなことまで考えられる中身になっているのではないかなというふうに思うんですね。そういう意味で、果たしてこの時勢にかなった予算措置になったのかどうかという問題があると思うので、その辺についての当局の見解もお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、このシステム、J-ALERT、このシステムをつくっている企業ってあんまりないと思うのですが、実際これは入札でやるのですか。随意契約になるのですか。これを実施するときは。事業を、システムを組むときは。その辺についてもお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、私の方からこの事業の意味をどういうふうに考えるかについてをお答えしたいと思うのですが、私は、まずこの情報の種類として、国の1次情報がすぐ流れるということに意味があるのではないかとこのように思っております。通常私どもが得られる情報というのは、一般家庭の方ですとテレビでということになるわけですが、そのときにテレビ局は当然その国からの情報を得て流すわけですので、時間の差もありますし、また、その正確性という点では若干不確かなものになると。その点で、今回のこのシステムであると、国からの1次情報が、必要なものについては時間をおかずに行っているということに意味があるのではないかと。そしてまた、通常テレビは屋内であればテレビでわかるということはあるのですが、そのときに松島はでございますので、観光客の方とか大勢いらっしゃる。屋外にいらっしゃる方も多いということですので、その屋外の方に対する情報としても有効なのではないかとこのように思うわけでございます。

デジタル化になった場合にどうなのかというご疑問、これはもう私もないことはないわけですが、それにつきましても、どういうふうなものの情報がどういうタイミングで流れるかについては、まだ未定なところもありますし、また、恐らくテレビの方が詳細な情報、そして、面的な、画面的な情報も得られるということですので、メリットは大きいとは思いますが、それとはまた違った意味で、この今回の施設の意味というのは存在するのではないかとこのように思っております。

また、緊急的な事業としてもっと別なものがあるのではないかとということでございますけれども、今私が述べたような意味で効果的なものも認められて、それが600幾万ということであれば、これはやはりこの事業にこういうお金を使うことについては意味があるというふうに判断して出させていただいております。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） それからあと、導入の方法ということでご質問があったかと思えます。

今回、この導入の内容ですけれども、その情報を入力するシステムの機器の導入、それから取りつけということになります。これに関しましては、入札という形で実行する予定でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） 町長の答弁は町長の答弁ですから、これ以上聞きませんが、その入札でやるというのですが、実際にこれはそのようなシステムを導入といいますか、やれる業者って何社ぐらいあるとっておられるのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 大手電子通信企業ですね。例えばNECさん系列とか、そういったところではすべて取り扱いができるものでございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） これは多分国からの予算ということで、宮城県が県内町村で実施していない町村を多分ほとんどのところでやるのかな、あるいはデジタル防災行政無線になっているところだけやるのかわかりませんが、今回の予算措置というのは、我が町だけではないと思うのですが、これは入札はそうすると、我が町だけでやるのか、先ほどの行政システムをと同じように共同調達方式でやるのか、そういうことについてはどうなのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） この機器の導入につきましては、松島町独自で入札を執行いたします。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） 県の方から金に来て、多分県内幾つもの自治体でやるのであれば、先ほどと同じように共同調達方式でやった方が安くなるのは明らかなんじゃないですか。そういう方式をとるべきなんじゃないですか。もしやるのであればですよ。私はやるべきじゃない

とは思いますがけれども。

○議長（櫻井公一君） 答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 入札方法につきまして、詳細にはまだ白紙状態でございますので、その辺につきまして県の方と協議なり相談してまいりたいと思います。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。16番今野議員。

○16番（今野 章君） ぜひその辺はもし導入されるということであれば、先ほどの行政システムと同じような方法も当然私は考えられるというふうに思いますので、660万円と、こういうお金ではありますけれども、さらにお金がかからないような方式で臨んでいただきたいなど。本来であれば、民主党政権になったので、仕分け事業の中でこういう予算は取らないことにすれば一番よかったのかなとは思いますが、残念ながらそうはならなかったということなようであります。できればこういった事業は、大橋町長にはこういうものは後回しにすると、こういう決意もしてほしかったなという思いだけを述べさせていただいて、質問は終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 10番色川です。4点、5点質問させていただきたいと思います。

まず、松島のフットボールセンター、10ページ、質問させていただきたいと思います。資料にも出されておりました、サッカー協会が育英旧グラウンド、あそこを管理することになると。そして、将来はあそこの敷地は宮城県を代表するサッカー競技場の練習場及びそういういろんなものでいろいろ利用されるのかなと。その奥の方にこのフットボールセンターの体育館があるわけでありまして、それで、これを耐震の結果、耐震では基準を下回るということでの今回の補正だと、こう思っておりますけれども、1,600万円だということであります。この工事、いつごろからか、始まるのか。そして、これからこれができました後、かなりいい施設になるのかなと、こう思いますが、その後の利用方法をどのように考えているのか。当然サッカーの、メインがサッカーかなと、こう思っておりますけれども、あれは町民の一つの考え方として施設の中に入るんだよということを含めると、やっぱり中学校、それからいろんな少年スポーツクラブの冬用の、冬ですね、どうしても屋外で練習しなきゃだめだというようなことがいろいろあると思いますよ。そういうことをどの程度お考えになって、地元のスポーツクラブとか松中の生徒とか、そういうものをどの程度利用させていくのかということを考えれば、そして、こういうものも年次計画を立てましてやっていくべきではないのかなと思っておりますけれども、その辺のことをお聞かせをいただきたい、こう思います。

もう一つは、10ページ、尾口議員からも質問なされました町民バスの9万4,000円の減額であります。地域交通会議が1回も会議がなされなかったということでもあります。議題がなかったからこのように減額になったと思うのですけれども、私たち第1常任委員会では、このことにつきまして関連づけまして、第1常任委員会の調査事項として意見書を執行部の方に議長を通して上げていると思います。その中で、循環バス、これをどうしても3月20日に許可、認可が切れると。そういうことで廃止をしたいということで、私たちが初めて観光協会との話し合いの中で示され、それを審議、私たちは議論をし、そして、意見書を提出したと。そういうことで、その後、役場、執行部は観光協会のこれを存続の意味で組んでいきますよと、そういうことで検討されていると思います。それで、その中で私たちの提案書は、この問題について交通会議をちゃんと開いてくれと、その中で議論をしてくれという1項目もあったと思うのですけれども、なぜそういうものを無視したというのですかね、こういう提案をしているにもかかわらず、何でこういう問題が議論されなかったかということでもあります。それを答弁をいただきたいと思います。

それから、18ページ、松くい虫であります。林業費722万円減額になっております。被害木がなかったの、このように減額されたんだよと言われればそれまでなのですから、簡単なんです。その要因ですね。何でこのように減額されたのか。その要因をお示しをいただきたいと思います。

それから、20ページ、土木費、西行戻しの松関連の道路整備、それから、道路標識、その辺のことについて質問をいたします。予算のときもあそここのところを整備しますよということで、私たちは現地調査をしました。白衣観音の整備とか、いろんなことをしますよということで、その辺の整備は今終わった、私はちょっと確認していませんけれども、なされたと思います。

今度は、あの西行戻しの松の道路整備、パノラマハウスの玄関側の前のあの山のところ、あそこも整備はされたのだと思うんですよ。今度はどこをやるのかと。恐らく歩行者系ということですから、下の方、擬木を使ってずっとやっているところを含めてやるのかなと、こう思いますけれども、その辺はどこをやるのか。それと、道路の案内板、それはどういう案内板をつくるのかということについて伺いたいと思います。

それと、21ページ、住宅ですね、地上デジタルのことについてちょっとだけ説明をしていただきたいと思います。町営住宅、水溜のあの町営住宅のところに、共同アンテナのところに、共同アンテナにアンテナを交換してブースターをつけて、共同アンテナをするのだらうとい

うことなのですけれども、その辺、これから今デジタル化に進めまして、早くこの事業をとりいれてやったのかなとは思いますが、その辺のことをちょっと説明をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） 大きく5点であります。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） まず、フットボールセンターのところの管理システムにつきましては、資料が皆さんの手元に行っているかと思えます。全体の事業、今回の事業は全体で1,300万円、設計があります。設計が管理を含めて400万円、予算で。それから、工事として900万円、合わせて1,300万円という内容です。そういう中で、じゃ工事の時期はいつかというご質問でございますけれども、まず、設計、耐震診断に対するこのデータを見ています。補強の内容表示が出ています。その設計に大体発注してから丸3カ月近くかかるのではないかと言われています。ですから、3月末、4月からスタートして4、5、6、ですから、8月ごろから工事の方に入っていく。目安ですけれども、設計ではこのぐらいでできるかということもあります。多分実際の実務と多少並行してやることもあるかと思えます。工事が終わると。大体工事は聞くところによると、3カ月から4カ月ぐらいで、補強で3カ月かかる、そういうものの入れかえになりますので、内容的には3カ月前後だろうと言われています。そういうことでありますので、工事についてはお盆前後、これがスタートの一つの目安で、終わるのは年度内には全部完成をしたいというふうに思っています。

それからあと、利用方法ですけれども、これは屋内、無床で床があれですけれども、体育館、屋内体育館があるわけですから、確かにフットボールセンターというような名目にしてはいますけれども、施設的にはいろんな需要面があるかと思えます。室内として。それは今私が言いました、子どもからお年寄りまで、随分幅広いものには、施設的にはなるだろうと。そういう意味では、松島町のスポーツ振興計画ですかね、中でもちょっとコメントが入っておりますけれども、そういう理由で需要面としては幅広い利用価値のある施設に変わっていくのではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） それでは、地域交通会議の報酬でございますけれども、これに関しましては、先ほど尾口議員の質問に対してもお答えしましたが、会議の協議事項につきましては、住民の生活に密着した路線バスということで、路線または休廃止、それから運賃等の協議事項の内容になっております。議員のご質問の中の循環バスとの関連ですか、これに関しましては、あくまでも観光客に視点を置いた循環バスについては、通常路線バス

ではないことから、県企画部の交通対策課と協議をいたしまして、開催する必要がないという回答もいただいております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 私からは、松くい虫の委託料の減額について答弁させていただきます。被害木の減ということでございますが、被害木につきましては、平成19年が987本で424立米、20年が732本で423立米と。そして、21年が414本で229立米ということで、立米数がほぼ半分に減っているための減額でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 工事の関係ですね。西行戻しの松線ということで、これは地域活性化・きめ細かな臨時交付金の一覧表の中に資料をつけております。図面ですね。こちらを見ていただきまして、西行戻しの松線道路整備事業計画図というのが左の下の方に書いておるのですけれども、ちょうど一望閣の上の方に、部分からパノラマライン、西行戻しの松のあたりまで、この辺がちょうど山のところになりますけれども、歩行系、昔は直接上がっていったということもありまして、その部分が今回道路の工事で、以前道路工事が進みまして、その部分が切れてしまっているということで、直接上がることができないということもありまして、そこを直接上がれるような形でやっぺいこうということで、調査費と工事費を今回上げさせていただきます。

それから、案内看板になりますけれども、これらにつきましても、これはこの場所ではなくて、高城・桜渡戸線ほか道路案内看板ということで、それぞれの箇所に図面のとおり12カ所設置をしたいということでございます。

それから、地デジの関係、高城の町営住宅、これは1号棟、2号棟、3号棟、これはもともと工事建築時に町の共同アンテナを立てて各部屋につないでいるということがありまして、今の現状では、地デジが映らない設備だということでございまして、いずれ切れてしまうということもありまして、整備をしたいということで予算を上げさせていただいたものでございます。基本的にはアンテナ工事、それからブースター、それから分配器、端子、それらを一応全部取りかえるという形で工事をしたいという形でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 答弁されました。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） まず、フットボールセンターからであります。工事は8月から大体年度内に考えているよということで、子どもから大人まで、スポーツ振興計画の中にも、そういう中にも、皆さんが利用していただけるというようなことでありますけれども、今度は耐震

がぴちっとなりますが、私たちが行ったときは下がコンクリートだったんですね。あの辺、いろんな競技とか練習場とかということでもありますけれども、その辺の下、床も含めて、そういうメンテナンスというのですかね、そういうようなのはどう考えていらっしゃるのか。その辺お聞かせをしていただきたいと思います。

それから、大人から子どもまでということなのですからけれども、やっぱりあそこはサッカーの補助で、サッカー協会が前面に出てこういうふう運営していくと思うんですよ。そうしますと、今このように課長がおっしゃったのですけれども、町民の皆さんが申し込んだらすぐできるんだよということが果たしてあるのかどうか。その辺を含めて、やっぱり冬寒いとき練習するとか、そういうことになると非常に気の毒なので、こういう立派な施設というのはもう松島以外なかなかない、そういう施設かなと、こう思っておりますので、本当に有効活用できるような、そういう低料金で、そういうことも含めて検討なされるべきではないのかなとこう思いますので、もう1回お願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） まず、床の問題でございますけれども、今回の耐震につきましては、その建物として耐震上問題ないようにするという事で、床は御存じのように、どっちかといったらコンクリートですね、的なかたいもので着色してカラーでやっているような状況です。

ここの利用の仕方なのですからけれども、これも県のサッカー協会といろいろなお話をさせていただいています。ということで、町としてはその構造的なものだけを今回やらさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 先ごろ、サッカー協会の方、県の方から来ましてお話をしました。最後まで話ではないのですけれども、一応来た趣旨としては工事おおむね終わりましたということの報告と、あと、今後の使い方についてどうするのかと、料金体系なんかについても案があるのだけれどもというふうなお話でございました。

まず、床の仕様でございますが、これは町でやるのではなくて、サッカー協会の方でグラウンドの整備とあわせてやるということを申しておりました。今、コンクリートの塗り床ですけれども、そこのところを部分的にフロア、板張りにしたり、あとは人工芝を設置したりというような話を聞いておまして、今の生のままのコンクリートではないような計画を聞いております。

その使い方ですけれども、次はですね、これも当初のお話の中で、整備していただける分だけ、あちらでの使用権みたいなものがあるわけなので、その期間的なものの区分がありまして、町として自由に使える時間、区間と、あと、あちらが自由に使える区間ということはありませんが、そのほかにも、あちらが自由に使える期間ではあっても、町の関係者が使えるような場合には便宜を図っていただくような話で、約束しております。

料金ですけれども、これも最終的に詰まっているわけではないので、今の段階ではちょっと申し述べにくいところもありますが、町側としては、町民が町営グラウンドを使う、あの料金体系が町の間が使うのであれば基本であるというふうに言うておりますので、その辺をサッカー協会の方でも考慮すると言うておりましたので、そういう中で、そういう内容でもって今後話を進めていきたいというふうに思っております。フットボールセンターについては以上です。

○議長（櫻井公一君） 答弁されました。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） そのように、今言われたように、やっぱり使い方、サッカー協会と十分に協議をしながら、やっぱり町民の皆さんも、文句の出ないような、文句は出るかもしれないですけれども、その辺十分に協議をしながら検討して行ってほしいなと思います。

それから、料金もですけれども、やはり町民グラウンドを使う並みに、そういう低料金で利用されるということを切に望みたいと思います。

そこで、これでサッカーは、フットボールのあれは終わりますけれども、今度は、町民バスの件であります。先ほども言ったように、今答弁の中で、町民バスは地域の住民に密着したものだよと。そして、県の交通会議ですか、そういうものに聞いたら、この問題を出すことないよというような答弁であったかなと思いますけれども、それはそれとしまして、じゃ議会で提案された、私たちが提出した、提言したものをどう踏まえているのかということなんですよ、今度は。やっぱり新聞でもあれだけ大きく活字になりまして、松島町民バスの倍以上乗っているんですよ。利用しているあのバスが今回廃止すると。大勢の町民の方がびっくりした方も大勢いらっしゃるかなと思うんですね。その中で、じゃ今度はどのような対応をするのかと。そして、議会でもう半年前から協議をしまして、それで、この地域交通会議の中に議論として上げるべきだという提案をしているにもかかわらず、こういうことは県の指導もあって町としたらすることないよと。これは違うんじゃないかなと。町民バスの本当の趣旨には反するかもしれないですけれども、これは別だと。これはやっぱり私たちの足として利用している方もかなりいらっしゃるわけですから、その辺も含めてこれは何で上げ

なかったのかと。それで、あの自由討議の中でも、この問題、これからも議論されるかなと思いますけれども、やはり一般質問の中でも、こういうことを言っているわけですよ。そういうことで、今の町長はどのような方策で臨んでいたのか。今までの経緯ですね。ちょっと逸脱しているかもしれませんが、ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、この循環バスでございますが、ご指摘のように、極めて町内では重要な機能を果たしていた部分があるというふうに私どもの方でも考えておりまして、このバスシステムができるだけ存続できるようにしたいというふうに考えていると。これは事実でございます。また、観光地松島として2次交通、いわゆるこっちに来られた、松島に来られた方が町内で史跡なりなんなりをめぐるという、そういうのを2次交通というふうに言うわけですが、そういうシステムが必要であるというふうにも思っておりまして、私自身も何とか循環バスとは全然違った形でないのかなというふうには思っています。

ここでちょっと注意していただきたいのは、循環バスは民間の事業としてホテルを回って、それを駅につけるというような事業であったということで、ご確認いただきたいと思います。新聞でやや誤解を生んだのは、町営のいわゆる100円バスというふうな表現をされましたので、塩竈ですと、また、七ヶ浜ですと、100円バスということで、町営で住民のためのバスを回しているわけですね。ところが、この循環バスは、ホテル、基本的にはですよ、ホテルを使われる方が1次交通のために利用しているというところが違うわけなんです。ですから、これをなくなってしまう何とかというふうな話が出たときに、私ども役場の側としては、ホテルの門口を回って駅につけるだけでは、これはやはり町営の、また、町の関与する部分ではなかなか得ないと。路線的にもう少し変わる、例えばその双観山の方に行って回るとか、各観光施設なりなんなりでとまる。または、駅につけられると。町が関与してもですね。そういった部分で若干の中身の変更が必要なのではないかというふうな話がありまして、そういったのも含めまして、観光協会とお話をしてきました。つまり、若干のそのシステムの変更を伴った形で、そして、役場の支援も入った形でもって現在の循環バスシステムが存続する方法はないのでしょうかというふうなお話をしたところでございます。

一番の問題は、事業主体がどこになるのかということなんだと思うんですよ。これまでですと、大きなホテルさん方が、ホテルの方が、あるホテルがメインとなって、それに関係ホテルの方々が若干の費用負担をしてというふうなシステムでやってきたわけですが、町は2次交通としての役割をそれに与えるということだと、そうすると、町も絡むわけす

が、町がそのバス事業の主体とはなり得ないのではないかと。今の町民バス、これは町が事業主体となってやっておりますけれども、その町民バスのあり方も、町が直接経営するのではなくて、指定管理するような形はどうかというふうな話も、案も出ておりますので、一般的に行政が直接そういうバス事業なり民間の事業を営業するというのはなかなか問題があると。ノウハウもありませんし。そうすると、観光協会がメインでどうなのかというふうな話をしたわけですね。そうしたところ、観光協会さんの方では、役員さん方お話をして、事業性に極めて不安があるのではということ、否決されたというふうに聞いております。否決された後も何とかならないのでしょうかということ、協会長さんの方にはお話しはしていたのですけれども、どうしてもその協会の方々の多数が、それもその僅差の多数ではなかったんですね。大きな差があったようです。そういう中で、観光協会がこの事業に手を染めるといふわけにはいかんというふうな話をいただきましたので、町単独でもできないし、観光協会でもできないということで話が浮いてしまったといいますか、この話は一たんなしになってしまったという経過があります。

しからば、その松島の2次交通としての必要性から、松島町として今後どうしていくつもりがあるのかということでございますが、これは一般質問でも同じかもしれませんが、ちょっと早めにお答えさせていただくわけですが……それでしたか。それでは、この辺でとどめておきますけれども、いずれにいたしても、必要性は認めるのですが、現在のままでは事業主体も含めて未定なところがあるということでございますので、そういう状況で、地域公共交通会議にかける段階ではないというふうに判断しております。

○議長（櫻井公一君） 10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今町長が一般質問云々と言ったので、ちょっと大変申しわけない、これは一般質問の議題、質問になっていますか。なっていませんね。

それでは、今町長がお話しになったのですけれども、答弁がありましたけれども、ホテル中心であって、町が主体となることはできないよと。協会側からも大方の人たちが反対ですと。今はいいけれども、継続的にずっと運営していくということは、年間私たちに必要とされたのは年間1,700万円ずつ赤字を踏みますよと。それはとてもじゃないけれども、観光協会では維持運営できないと。しからば、では松島町は幾らぐらいの検討をしているのかと。話し合いをするときはですよ。このぐらいを松島町で出すから、協会側はどうなのかという提案の仕方はなかったのかどうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） これは、金額的なところではっきりしているわけではなかったのですが、ある程度以上に町としてもかかわってもいいよというふうな話をして、金額的なところも若干述べているところはあります。それは、総額がまだわからない中でということはあるのですが、あらあらの話のスタート段階では、全体でかかる費用の半分ぐらいですかね、これもまだ議会の方々にもお話ししていないわけで、きょう初めて出る話ではあるのですが、4分の1だ、済みません、4分の1でございます。ただ、総額がどのぐらいかについても未定なところがあるんですよ。これまでやってきた事業費、総額はわかっているのですが、それではちょっとかけ過ぎなんじゃないかという話もありまして、どこまで圧縮できるのかについて、これもまたやるとなれば検討するはずだったのです。そこまでいかなかったのですが、そういう中で、町としては入湯税という財源もありますので、その入湯税の当然範囲内ですが、その範囲内で、かつ、議会に示した場合でもある程度納得いくのではないかなというふうに想定される額ぐらいは、町としても支援する用意はあるよというふうな話はしました。

○議長（櫻井公一君） 10番色川議員。その前に、2次交通につきましては、一般質問で出されているところがありますので、若干考慮しながらお話しただけだと。（「出ていたのですか」の声あり）今ちょっと確認させていただきました。尾口議員から出ています。はい、どうぞ。

○10番（色川晴夫君） それでは、今、入湯税も含めて補助金25%ぐらいですよということで、今、町長はこの循環バスは、基本的には継続したい。これは変わりありませんか。今でも。そういう気持ち。こういうものがクリアできたら継続したいという気持ちは変わりませんか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 継続というところとちょっとあれなのですが、松島海岸としてバスによる2次交通は、観光の面からして効果があると。ある程度支援しても、皆さん方に認めていただけるのではないかなというふうに考えているところです。

○議長（櫻井公一君） 10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということで、こういう問題で観光協会は無理だったと。しからば、こういう外部から民間会社から、バス会社から、いろんなことでどうでしょうか。私たちともこれは非常に興味がある話です。ぜひこういうバスを運行したいというような話がありましたでしょうかね。そういう内容があったら、どういったことで。なければいけないのです。あったということになれば、どういうことでどういう話があったのか、お示しをしてい

ただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 民間の交通業者の方から、今の循環バスを何とか存続したらどうなのかというふうなご提案といますか、ご希望といますか、そういった話はございました。ただ、私どもの方のお答えとしては、今申しましたように、事業主体と、それからシステム、交通のどこどこに行くのかというようなこととか、その辺が煮詰まっていないので、なかなか難しいところはあるのかなというふうな返事もしました。

○議長（櫻井公一君） 10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということで、これにも大変お金の絡むことなので、大変な金なので、おいそれとはということで、難しい部分があるかなと思います。この辺も含めて、議会として自由討論の中で皆さんの意見もこれからあるかなと思いますので。後日あるわけですから。その辺も含めてきょうはこの辺で終わりたいと思いますけれども。

それと、松くい虫の分はわかりました。ただ、こうやってかなり減っているんですね。過去3年、半分ぐらいで。ということで、前の年の気候状況によって、その被害木が変わるといふことがありますので、毎年毎年減額になっておりますけれども、ことしざっと見ただけであんまり、今ごろから本当は赤くなっているのですけれども、そういうものもあんまりないかなと思うので、ことしも減ることを祈りながら、こうやってまた祈りたいと思います。

それと、西行戻しの松、大変失礼しました。私はこうやって資料をうかつにも、大変申しわけないです。それで、あそこは旧道です。今経過されているのは、西行戻しの松から一望閣までおりていく旧道、私たちがちっちゃいころから、あそこは歩いていた道なのですけれども、あれをやる目的は何でしょうか。非常にいいことはいいのです。いいのです。今までずっと下、道路もある、あの車道がずっと一望閣から道路がある。それから、西行戻しの松からパノラマハウス、わき道をとめてそういう道路もある。ミシュランでかなりの外国人の方が上がってきていただいています、今。本当に多くなっているんですよ。そういうことも含めての対応かどうかわかりませんが、そういうことで、そのところをなぜ整備するのか。私はいいのです。いいと思って言っているんですよ。その辺をどうぞ。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） おっしゃるとおりでございます、これも施政方針の方にも若干述べさせていただいたのですが、観光の目玉を今後どういうふうにしていくのかということで、何点か挙げさせていただいたうちで、歩行系のネットワークを松島でももっともっと整備した

方がいいのではないかというふうに思っているわけなのです。そのときに、どこの部分かということ、ここの場所が一番優先順位が高いのではないかと。そして、今回国からいわばボーナス的に、言っているのかどうかわかりませんが、普段であればなかなかもらえない交付金をいただくというようなこともありまして、歩行系のまず整備を手始めにするときに、ここの場所が松島としては一番いいのではないかと。これまでもまちづくり交付金とか、その中では実施計画の中で整備する部分もあったわけですが、そちらはそちらとしてある程度年度予算、スケジュールとか考えながら財源の裏づけもあるのですが、今回のものについては、これまで考えていなかったわけですが、こういう財源ができましたので、それでもってやるということです。

松島の景観、海を見る場所として、この西行戻しの松公園が一番の場所なのではないかなというふうに思っておりまして、そこに松島海岸駅から直接歩いて行けるという点からすると、踏切はあるんですね。ちょっと危険な部分はあるのですが、その踏切のところも何か手当てしなければいけないとは思っていますが、その踏切を歩いて歩行系であるところに行けるとすると、この部分が一番いい。そして、以前からもともと道路があったところなので、整備もしやすく、コスト的にもそんなにかからないのかなということで、そういう考え方でこの整備事業を上げさせていただきました。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今回のこの整備なのですが、西行戻しの松からずっと1,200メートル、ずっと行きます。そうすると、この図で見ますと、下までは行けないんですね。途中で終わっているわけですよ。一番上は展望台みたいになって、非常にきれいな景色が眺められる場所、そこまでかなと思うのですが、せっかくそこまででしたら、なぜ下まで階段とかなんかを、下までおりられる、松島町が町道霞ヶ浦幹線の道路、途中でやめています。一望閣の後ろで。そこまで本当はおりてくるような、そこまで設計を何でしなかったのですか。ここまでおりているの。だって途中までです。この図面を見ると、私の図面の見方が悪いのかどうかわかりませんが、下まで道路までなぜおりてこなかったのかということなのだと思います。

○議長（櫻井公一君） 路線について答弁。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 町道霞ヶ浦幹線の下の方に、広場ではないのですが、待避所、大きい広場がありますよね。あの松の木を切ったところなのですが、倒れそうになったところですね。松くいで。そのところにおりてくるようなことで、そこから階段なんで

すね。もとの霞ヶ浦幹線というのは、一望閣におりていく道路というのも町の所有ではなくて、別な人の個人の所有になっていますので、そちらには一応道路をつくれないうことで、町の所有地である中で一応つくっていくとなると、広場のところから階段で行くしかないという形で、それらを一応設計して階段で上がって行って、あとは旧道はずっと道路で上がっていくという形で、ちょっと図面が小さくて見にくくて申しわけなかったのですが、そういう形で施工したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 答弁されました。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） こういう歩行系道路というのは、非常に今、大分歩く方が多いので、こういうのを整備していただくというのは、私はいいかなと思いますので、なお、せっかくこういう道路をつくるので、きちっとつくっていただければなど、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最後になりますけれども、地上デジタルですね。町の住宅だからいち早く、あそこはデジタル放送になった場合、見られなくなれば困るので、一番早くやったわけでございますけれども、これで苦勞をしている、心配している方、たくさんいらっしゃるわけですよ。町営住宅だから優先したということかもしれませんけれども、やっぱりこの辺も、こういうのをわかると何だと、感情的にですよ、感情的に何だと、町営住宅だからこういうことをやるのかと。ではおれたちにもしてくれと。このような感情的な議論も出てくるかもしれません。そういうことも含めて、私はこれは提案なので、提言なのですが、これは答弁要りませぬけれども、やっぱり地上デジタル放送については、今、先ほど一番最初の初日の日に、町長が中継局云々かんぬんと言われました。その辺の対策も含めて、やっぱりぴちっと町民がうんとうなずくような低負担で済ませるような、そういう方策を練っていただければなど、こう思ひまして、これは要望だけで、よろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

○議長（櫻井公一君） 要望、提言じゃなく要望ということで取り扱っていただきたいと思ひます。

会議の関係上ちよつとお聞きます。他に質疑のある方ちよつと手を挙げてみてください。はい、わかりました。

ここで休憩をとりたひと思ひます。再開を2時25分とします。

午後 2時14分 休 憩

午後 2時25分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開します。

他に質疑ございますか。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 片山です。皆さんからご質疑があったので、あんまりダブらないようにするつもりであります。

今回の予算の中で、緊急のこのきめ細かな臨時交付金事業等についての予算が執行されたわけではありますが、この中で我が町として緊急性を帯びたもので今回のこの予算処置に入ったものはあるのかどうか、まず、第1点そこをお聞きします。

それから、第2点、21ページの、先ほど色川議員も触れましたが、住宅費の中でデジタルアンテナの整備等についてであります。これ以外にも松島町の中でもっと急がれるものはなかったのかどうかお聞きします。

それから、19ページの観光費であります。三十刈地内のトイレ建設等であります。これのトイレの表示方法はどうか考えているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 3点。答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 緊急性があるものがその地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業でどれどれかというお話でございます。国の方で示されているこの緊急経済対策というのは、現在の経済状況にかんがみ、緊急な経済対策が必要であるということで、基本的に我が町としては建設業の雇用を拡大するためのそれぞれの事業、耐震化事業であるとか、あるいは普段通常予算でできないような事業であるとか、22年度事業の前倒しという町長の冒頭あいさつ等々の中でご説明いたしました内容で事業を選択したということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 三十刈バリアフリーのトイレ表示でございますが、今、従来今までやっておりました歩行者系のサイン工事業の中で、あの看板の中にはトイレも入っているわけですが、今回新しくすることで、県道から見えるような形で設置場所とあわせて検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） デジタルアンテナにつきましては、住宅でこれ以外に急がれるものということで、部分で、もともとは23年7月にデジタルが切れるということがありますので、アナログが切れてデジタル化でないと伝わらないということがありまして、四、五軒ほどはもう苦情も一応実際には入っているわけなんです。ですから、これらを選択させていただ

いたと。通常の維持管理につきましては、修繕とかそういったもので対応しているというところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 答弁されました。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） まず、緊急性のものは全部が緊急性のものだったというふうになったと解釈するわけでありますが、まずもって今回のこの予算等については、他に流用はできないんだというふうな先ほどのお話を聞いたわけでありますが、しからば、今回のこの予算等を執行した段階に当たりまして、期間が2週間やそこそこの間でこの中を精査をして予算を計上したわけでありますが、これの積算となる根拠はどのような方法で選ばれたのかお聞きしたいと思います。

それから、執行残が生じた場合はどのようにするのか。ここもお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 大変短い時間での検討ということでございまして、大変各担当課の方々にはご苦勞かけましたけれども、以前からストックされていた事業ということで、前もって見積もりとか、すぐ設計、検討につなげられるような資料が整っているものということで、今回の事業化、短い期間でお金をはじいたという経緯でございます。

執行残については、原則国の方に返還しなければならないということになりますので、その辺は極力有効活用できるように工夫して執行してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） そうしますと、今回の場合は、あくまでも事前からこういう予定があつて、事前からこの積算根拠はあつたのだというふうに解釈してよろしいのですか。

それから、執行残が生じた場合は返さなくちゃいけないということであつて、それをなるべく返さないようにやると言いますが、もし執行残ができた場合のその有効利用というのはどうということなのですか。お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 答弁。小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） まず、見積り等、予算化にすぐつなげられるように準備が整っていたものということがほとんどでございますので、その辺は今回の予算計上にはすぐつなげられたということでございます。

あと、執行残、要するに国費に対して単独継ぎ足しをやって、当然受け差等を考慮した形で予算化をさせていただいております。これを、ちなみに全体事業費が、資料の方をちょっと

ごらんになっていただきたいのですが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業一覧という資料でございます。A3の横長の資料でございます、全体事業費が6,720万円でございます。その隣に財源内訳ということで、国費5,469万8,000円が、これがきめ細かな臨時交付金ということでございますけれども、仮に入札等で6,720万円に基づいてこれから執行していきますけれども、入札差金等で国費を下回った場合には返還しなければならないということになります。その辺で、今度は発注してから事業精査で、増工等必要な部分も出てくるかもしれませんが、それはむだな投資という話じゃなくて、じっくり検討しながらこの変の有効活用を図っていければという検討を事業ごとにやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山議員。

○14番（片山正弘君） そうしますと、事前からこの問題等については、積算はしていたのだというふうに言っております。しかしながら、この中で本当にそれが現実だったのでしょうか。本当にこの2週間の中で急遽この予算を調べた経緯はなかったのでしょうか。お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） すべてというわけではございません。やはりその限られた期間内でも独自に積算、見積り聴取等々をやって、ゼロからスタートした事業も中に含まれているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山議員。

○14番（片山正弘君） そうしますと、この中には何件かその2週間以内に検討して予算をつかったというふうな経緯はあったということによろしいんですね。もう1回そこはあと答弁していただきますけれども、しかしながら、ここの中でこの積算根拠を出すための予算処置等について、町の担当職員がこれをどのような経緯で積算されたのですか。もし積算するのであれば、それなりの予算処置はあったのだらうと思いますが、どういう過程で、この例えば保育所環境整備等について、健康館の環境整備事業等についてのその積算した段階での予算処置は、どこの時点でその積算費用を見ていたのでしょうか。お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 保育所関係におきましては、22年度の当初予算の方には要求段階でいろいろ考えていたこともありまして、その辺についてはあらかじめかかる経費等について見積書は徴しておりました。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山議員。

○14番（片山正弘君） そうすると、今回のこの2週間の間でできたというものも、平成22年度でやる予定だったから、事前に調査をしていたということによろしいのですか。あくまでもこの2週間以内で、この期限内で予算処置をした経緯はなかったのですか。もし予算処置をしたのであれば、その費用というのは、例えば積算するための費用というのは、どの課から出ているのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 個々の事業について一つ一つご説明するのは、ちょっと省きたいと思えますけれども、今例えば保育所につきましては、22年度の事業として事業化を考えていたので、事前に見積書を業者の方から聴取していたということでございまして、その2週間の間でこれを積算したということで、その見積書を徴することにつきましては、予算を特に使っておらないということでございます。そういったものもございますし、あるいはその2週間の中で常々やりたいと思っていた、例えば小学校の遊具の更新であるとか、幼稚園の遊具更新とか、常々やりたいと思っていましたけれども、こういった交付金に来ていなかったのとどめておいたという事業につきましては、急遽見積もりをお願いしたりというのもあったということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山議員。

○14番（片山正弘君） そうしますと、今地元育成だということで、なるべく地元の業者を使っていきたいということの緊急の対策だというふうになっているわけでありますが、例えばじゃそこで予算をとる、積算する根拠を調べる、そのときに職員でなく、ある業者からそういうふうな予算処置をするために提示を受けるということになりますけれども、そのときには今費用はかかっていないと言っておりますけれども、そうすると、その地元の業者であろうが、町外の業者であろうが、積算するに当たっての費用は払わないでその予算処置の積算をさせるということになるのでしょうか。お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 見積もりを聴取したときに、地元業者かどうか、そこはちょっと私は確認がとれていませんけれども、参考に見積もりをとるなどして、そこに対価が発生する可能性のある場合のような大きなものもございますでしょうけれども、今回の場合はそれに値しないものだと思いますし、参考にとった後、職員がそれに基づいて積算して金額を事業費として固めていったということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山議員。

○14番（片山正弘君） あんまり深くは入りませんが、じゃこの積算根拠等については、参考見積もりをとったということであって、例えば保育所にしても、例えば福祉センターにしても、それから希望園にしても、そういうふうな現地調査をした上での、多分そういう予算処置をされたのだらうと思うのですが、そういう業者に対しては、一切無償で積算の見積もりをとるという考えで町は進んでいるのですか。お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） すべての事業をその見積もりをとったかどうかは、今この場では確認できませんけれども、軽微なものにつきましては、そういう考え方で参考にいただいて、それに基づいて事業費を積算したということでございます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山議員。

○14番（片山正弘君） わかりました。その辺はあと総括かなんかでまたお聞きしていきたいと、そのように思います。

まず、今回の予算執行に当たりまして、次に第2点目であります。

デジタルアンテナの設置であります。これは今1号棟から3号棟に何軒かの方からお話があって、ここを実施したということではありますが、松島町には過去の補正予算等の中でも、国の予算で平成21年度の予算の中でもあったわけではありますが、各小学校、保育所等にもデジタルのテレビが設置されたという経緯があるわけであります。その中で、実際に前にじゃデジタルのテレビを入れても映らないのではないですかと私は質問した経緯があるわけあります。そのときの答弁は、ビデオでも見せていけばいいのだという答弁をされたわけあります。しかしながら、今の保育所、幼稚園、私はまだ保育所でも5チャンネルを見たいという保育所の子どもさんがいたというのを、私は思っております。その方たちが今実際に子どもさんがテレビを見られないというのが現実であります。ですから、私は本来であるならば、町営住宅プラス保育所、幼稚園等については、早急にやっぱり改善するべきではないのかなと、そのように思うわけであります。この件についてどうお考えなのかお聞きします。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 前の補正の段階で、町内の町立保育所のデジタルテレビ購入事業ということで4カ所、それから、福祉センター関係に4台のテレビということで、すべて購入、事業完了しまして、福祉センター関係はどこも映りは悪い状況ではなくて、すべて映りがいい状況でございます。

それから、保育所についても、高城分園の方はちょっと心配されたわけなのですけれども、

教育委員会の方でそちらの方をあらかじめ対処していたということで、分園の方も心配されたのですが、映りは別に心配ございません。

それから、磯崎保育所も映りは心配ございません。

それから、松島保育所なのでございますけれども、最初若干心配されましたけれども、少しはちょっと難視というような感じでありましたけれども、今言ったようにビデオも見られるということで、その辺については心配はないような状況でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 教育委員会の方の所管分について申し上げますと、一小と一幼がデジタル放送が今映りにくいチャンネルがあるということでございます。全チャンネル映らないということです。BSは映るという状況にあります。

それから、中央公民館、こちらもBSのみ映ると。ただし、アナログ放送は今は23年7月24日までは映るということでございますので、そちらを見ているということです。

その他の教育施設についてはすべての施設ですべてのチャンネルが見えているという状況でございます。

今デジタル中継所のお話がありますので、そちらの推移を見ながら対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ただいまの教育課長の答弁とちょっと重なるかもしれませんが、若干補足させていただきますが、各施設整備は一段落しておりまして、そういった意味では、今回の事業の中では、いわば町が大家で、たな子さんからの要望があって、その町営住宅については要望にこたえるという意味でのアンテナを改修するという事業を今回乗せていただいているわけでございます。

そういったところで、一方、地デジの中継局の設置につきまして、町長の方からの冒頭の報告の中でもございましたように、今技術的な検討を2月初めに放送事業者、それから、国の総合通信局、松島町で共同でまず技術的にどこに中継局を設置したらいいのかということで、富山付近で実際の調査に当たったところでございます。あくまでもこれは技術的な検討でございますが、あとは民放各社が経営的にその中継局設置の負担に耐えられるのかどうかという検討がまずなされてくると思います。それにつきましても、町としては放送事業者に対して中継局の設置を要望を、今後とも引き続き早急にしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山議員。

○14番（片山正弘君） 実際に今ビデオが見えているからいいのだということではありますが、松島海岸保育所、まったく見えていないわけですね。ですから、こういうことから見れば、私は保育所の中で子どもさんの、この前も私のところにテレビが見えないと、海岸保育所から連絡がありました。行ってきました。見てきました。映りません。どうしてテレビを購入された方に頼まないのですかと私は言いました。購入した業者にちゃんとさせるべきではないのかというふうに言ってきました。ただテレビを納めればいいという入札だったからそうだと。しませんと。それで、じゃアナログだけでも映るように、従来は映っていたのだ。ですから、アナログが映るように私は直してきました。だから、保育所としては大事なところですね。子どもさんにビデオを見せればいいのだというものじゃないですよ。あそこのビデオ見てみましたか。副町長さん。ひどいビデオですよ、見ているのは。ですから、そういう面からいって、テレビだけ立派だって、実際に映らないわけです。ですから、早急にやはり第一幼稚園もそのとおりです。映りません。ですから、そういう場所等については、いち早く子どもさんのためにもきれいなテレビを、映るためのものを納めたならば、私は1号、3号住宅も必要かもしれないけれども、そういう子どもさんにも配慮されてもいいのではないかと、私はそう思うので、他の施設にもそういうところはなかったのかと聞いているわけでありますので、ぜひともこの問題等については、いち早く手をつけていただければなど、そのように思っております。

そしてまた、技術的な面で今富山を検討中だと言っておりますが、今回NHKの方でも26億ですか、予算を見て、難視聴対策に予算を配分していきましようというふうに発表されております。ですから、私もNHKの方に向け合ってみました。26億で本当に間に合うのかと言いましたら、まだこれは4月にならないと何とも言えないのですというふうな技術的なことで言われました。その中で、ケーブルテレビの移行等については、1世帯当たり2万8,000円、それから、山間地等についての自分でアンテナを上げなくてはならないところに対しては、1世帯当たり10万円を上限として助成をしますと。それから、10世帯以上のところには、今言った共同施設等については、そこにも100万円を助成して、今後改修に当たっていきたくて、そういうふうに言われておりました。しかしながら、町としては今の段階を含めて、私はじゃどうしたらその施設を利用するその費用をもらえる方法があるのだというふうに私は聞いてみましたが、これ以上のことは深いことは言えないというふうにまだ回答が来まして、東京のここに電話しろと、私に言われて、NHKの技術局に行ってこの話を進めてもらって

ただませんか。あなたはどのような立場の方ですかと私に言われたので、今予算措置とかなんかで、今町でこういう問題が起きているので、事前に聞きたいのだというふうに私が言いましたら、直接技術局の方に電話をかけてくれと。東京でした。03-5455-7610、ここに電話をかけて今後のことは聞いてくれということでしたが、私は議会前でかけてみましたけれども、けさもかけたのですけれども、話し中でなかなかつながらない状態でしたので、その内容は聞かれたのですが、今回のこの総額で26億円、NHKは助成をして、今後の難視聴対策に努めていきたいということだけは4月以降に始まると。4月以降といたって、もう既に今月3月にも入っているわけですから、こういうことも含めまして、町としてはいち早くやっぱりこういうことを地域のために貢献できるような、町としてやっぱり地デジアナテナ等についての施策はやるべきではないのかなと、そのように思いますので、これからの町としての取り組みをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 一応質疑は補正でやっていますので、予算等に関すれば、そちらの方でということではありますが、と私は思うのですが、答弁されますか。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 一般質問の通告の中でも、色川先生の方からこの件につきましては、通告いただいておりますけれども、本町といたしましては、この地デジの問題、まさに町民の重要課題だというふうに認識しておりまして、そういったことから今回町営住宅の整備に取り組んだわけでございます。先ほどから申し上げているとおりに、その中継局の設置、これをまず進めるということと、それから、技術的に最近、昨年、1年前にはちょっと想定していなかった光回線による地デジの再送信というサービスも開始されつつあります。そういった最新の技術等々の普及状況を見ながら、今後とも安価な方法で地デジの再送信を各家庭でとれるようなサービス向上に努めていただくような、民間事業者に対して働きかけも行ってまいりたいというふうに思っております、そういった意味からは二重、三重の、我々としても動きをとっているというところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山議員。

○14番（片山正弘君） できる限り早めになるように、残されたところ1年半ですので、そこで松島としての方向性も早めに出していただかないと間に合わないのではないかなと、そのように思います。ですから、いち早くその辺は手をつけていただきたい、そういうふうに要望をしておきたいと思います。

それから、観光費の中での三十刈のトイレの表示であります。これは県道から見えるような場所をなるべく検討したいということではありますが、観光地の中で、例えば七夕の時期、そ

ういう一番観光で渋滞する時期になった場合、あそこの今の長老坂等から下がってきた段階で、犬田のあたりまで下がってくるまでの道路というのは、相当混雑するわけでありまして。そこで臨時にあそこの長老坂にトイレを3カ所ぐらいつけてやった経緯はあるわけでありまして、しかれば、その表示等はここに駐車場がここを下ればありますよ、何台ぐらいとめられるようなスペースがありますよとした段階で、そこにトイレの表示等はつけられる、高速道路のサービスエリアですと、トイレとかなんかこうあるように、この松島としても三十刈が、長老坂を下ってきた段階で、あそこには駐車場がやがて何メートル先にあつて、そこにトイレもありますよというような表示等の考えはあるのかどうかをお聞きしたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 議員ご指摘の場所ですと、あと県道にもかかわる問題でもございますので、土木事務所さんとも協議させていただきながら、考えていきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山議員。

○14番（片山正弘君） ぜひそのような方向で松島に来たときには、やがて何メートル先には駐車場があつてトイレもあるということの表示があつた方が、より親切な観光施設になるのだからと思ひますので、ぜひ県との方も協議させていただいて、そのようないい方向になるように努力していただきたいことを望んで終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ありますか。15番菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 別になかつたのですけれども、答弁を聞いていて、ちょっとどうなのだろうと思ふ点がありましたので、お伺ひします。

フットボールの無床の整備というのですか、あそこは1,300万円ということで、町の持ち出しが400万円でしたか、ということで整備されるわけでありましてけれども、答弁を聞いていて、町民の利用ということには便宜を図ってもらわないと使えない、そのように努力するという答弁だったんですよ。松島町内にいろんな町民の要望があつて、いろいろ要望があると思ひます。その中で、財政的に非常に厳しいというようなお答で、なかなか進まないようなところがいっぱいあると思ふんですよ。しかし、今回その補助事業といいながらも、これをチャンスとして400万円、はい、こっちは50万円、こっちは何十万円という形で、この事業を進めようとしているのだと思ひますけれども、1,300万円の経費をかけて町民が利用するとき、その管理者かどうかわかりませんが、いちいちその便宜を図ってもらわなければ使わないのかというようなことを思ひましたので、その辺明確な答弁をいただきたいなというこ

とであります。

もう1点は、上初原の屋根の修理でありますけれども、さっき答弁で0.5が0.75になって、当分倒壊はないだろうというような答弁でありましたけれども、倒壊がないからいいのかなという思いがするんですよ。多分あの住宅建設したのは昭和40年の前半だったと思います。その当時、耐用年数がどの程度の年数で建てたのかよくわかりませんが、大分昔になりますけれども、一般質問したときには、耐用年数20年だというような答弁を聞いたような気がします。耐用年数20といたしますと、昭和40年前半に建てて20年というと、もうとっくに過ぎて、倍以上過ぎていっているんですね。そういう住宅をその都度修理箇所だけを直していいのか。本当に大丈夫なのだろうかという思いがしました。

そこで伺いますけれども、町営住宅のその管理計画とか、年次計画、建設年次計画というものがあのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 上初原町営住宅が基本的には倒壊はないだろうというわけではないのですが、そういった形で努力をするべきだという考え方で、できるだけ屋根を軽くすることによって1ランク上がるという考えで、今回はやらせていただきたいということでございます。基本的に耐用年数については、住宅法では30年と、木造住宅については30年というふうに記載してありますので、それらが耐用年数と。通常は一般的に20年とか、木造は25年と言われると思いますけれども、住宅法上は一応30年と計算しておりますので、そういった形かなということでございます。

それから、建設年次計画ということで、これらは住宅マスタープランとか、そういった形でまだつくっておりませんので、今のところはないと申し上げるしかないということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 町長。

○町長（大橋健男君） フットボールセンターについて便宜を図ると、もう私言ってしまったんですかね。ちょっと誤解されたのかなと思うのですが、当然町の施設でございますので、底地といいますか、もともとの根っこの権利はこちらにあるわけでございますが、ただ、管理して指定管理してもらい、そして、整備をしてもらっているという、あちら側の何ていうのですかね、取り分というような、そういったものもあるわけございまして、当然こちら側での取り分についてはきっちりもう使わせてもらうのだけれども、あちら側の取り分についても町が使うのであれば、こちら側優先で、できるだけですね。それはあちらが本来的

にはあちら側の取り分になるわけですが、あちら側の分についても町側の状況を考えていただいて、できるだけ優先して町に使わせてもらおうと、そういう意味でございますので、もともとはこちらのもので、こちらに使用権があるということでございます。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野議員。

○15番（菅野良雄君） フットボール場の利用ですが、そうしますと、必ずやその協議が必要だと。管理者とは。協議が必要だということでもありますよね。そうしますと、町民が思いつきでというのですかね、シーズンになってこういう形で使いたいというようなときには、急には使えないということもありますね。

○議長（櫻井公一君） 答弁。町長。

○町長（大橋健男君） サッカー協会の方でも年間のスケジュールを出して、それを枠づけていくと。それから、町の方でも、これは住民の方々、業者の方々、それから各種団体の方々に聞いて、要望を吸い上げてそれを張りつけていくと。そして、すべてこうべたべたと張りつかないところもきっとあると思うんですよね。すべて張りつくわけではないと。そうすると、その部分については少なくとも時間枠についてはフリーな状態になるわけですね。ですから、そのときに例えば町側でこういう理由でこういう団体が使うということがあれば、それはすぐ使えるような措置というか、あちら側に協議をしていくというようなこととなります。もしくは、相手方のそのスケジュールが詰まっていた場合でも、ものによって動かせるものがあるのであれば、それも町民の町側のイベントとして、これもまたどのぐらいのレベルといいますか、団体の数とか、それから、参加者の数とかあるのでしょうか、そういったものもすり合わせた上で、相手方が動かせるのであれば動かしていただくような話しかけをするということでございます。

もう1回申しますと、全体の枠の中で年間のスケジュールで、お互いのスケジュールをばたばたと張り合わせると。そのところがまずあって、それがその取り分、最初の取り分になっていくというふうに思っております。

あとは、先ほど運動公園の料金体系の話もしました。これも運動公園では料金は決められています、減免の措置等もあるわけでございますので、それに準じた形で町側としてフットボールセンターを使うというようなことにはしたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野議員。

○15番（菅野良雄君） スポーツのシーズンというのは大体重なることが多いんですよね。そういう場合に、常に協議をしながらということで、これは大変だと思うんですよ。ですから、

その辺はできるだけ町民が利用しやすいような環境づくりに努めていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それから、町営住宅ですけれども、管理計画はないということでしたか。私も前の質問の中で、愛宕住宅の用途廃止をしたら、ちゃんと年次計画を立てて、町営住宅は見直すんだという答弁を聞いているんですよ。それから、多分10年以上たつと思うのですが、まだ手つかずだということでありまして、幡谷にもありますけれども、上初原の住宅を見ても、決して安全な建物ではないなというふうに感じます。先日副町長が、若者が住みやすい住宅だというようなことで答弁しておりましたけれども、決して若者が喜んで住むような町営住宅ではないと、正直言って思いますので、その辺はきちっと管理計画を立てるなり、建設計画を立てるなりして進めるべきだろうと思いますので、その辺の検討もよくしていただいて、若者が喜んで住める住宅にしていいただきたいということを要望しまして終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本案につきましては、自由討議が必要と議長は認めますので、松島町議会基本条例に基づき、自由討議に移ります。執行部の皆さんは退席願います。

なお、自由討議が終了次第連絡いたしますので、自席で待機願います。

それでは、休憩をいたしまして、3時15分再開といたします。

午後 3時02分 休 憩

午後 3時15分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開します。

平成21年度松島町一般会計補正予算（第6号）の中での自由討議を行います。

自由討議事項は、かねて申し合わせ事項によりまして、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業についての中から、長期総合計画実施計画等の整合性、地上デジタル放送に伴う難視聴対策について、今後の町営住宅のあり方について、地元業者の育成についてということで、4点掲げておりましたが、質疑等により内容の変更もあるとかねて申し上げておりましたので、地元業者の育成につきましては、省きたいと思います。

それでは、初めに、各議員の方から意見を求めます。

初めに、2番佐藤議員よりお願いを申し上げます。

○2番（佐藤皓一君） 2番佐藤皓一です。

2番の地上デジタル放送と3番の町営住宅について感じたことを申し上げます。

これは、二つとも住環境の整備ということでございますけれども、ニュアンスとしては福利厚生という側面も感じております。何かを建設するというようなことに比べますと、何ていうか、比較的経費は安くて済みそうであるということと、発注が町内の商工業者に行きそうな雰囲気があるということなども含めて、何となく町民の安心、安全、町の行政はよくやってくれたなというふうに思ってもらえそうなことなので、ちょっと考えて、できるだけ一生懸命対応したいというふうに感じました。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 議長にお尋ねしますが、ここに掲げられた4項目以外ではだめなのですか。

○議長（櫻井公一君） できましたら4項目の中でお願いいたします。

○3番（高橋辰郎君） 私は、全体の流れから私なりに短くまとめました。それでよろしいでしょうか。これはどうしてもこだわるべきものですか。

○議長（櫻井公一君） 一応かねて議運で精査をされて、皆様方で出ましたものを議運で精査され、なお控室等で皆さんと申し合わせしておりますので、できましたらそれに沿ってお願いしたいと思います。

○3番（高橋辰郎君） 実は私は、地域公共交通を一生懸命書いておまして、こちらの方については意識外に当初予算で。それでは、ぶっつけ本番で大変恐れ入ります。今後の町営住宅のあり方について参加をさせていただきたいと思います。

本町の住宅行政について多くの質疑がありました。管理運営、詳細についてまで質疑がありました。そして、今次の緊急雇用における多くの意見が出されましたので、そのことについては、また当局において管理運営について精査をされていない。今後の運営方針についてまだ確たるものがない。この1点について非常に重要視しなければならないだろう、こういうことを痛感をいたしました。よって、このことは22年度予算審議にも通ずるものであろう、こう思いました。

そして、何よりも感じたのを一つだけお許しをいただきますが、質問をする、答弁が返る、そのときに答弁で至らなかった点、また、例えば精査をしていない点、それから、質問に十分答えられない瑕疵がある場合、率直にそれを認めるという姿勢に欠けていたのではないだろうかと、こういうふうに思います。そのことがあって初めて当局と議会との信頼関係が生

まれるのではないだろうか、こう思考されるところであります。今後は、このことなくして審議はないと、こういうふうに感じました。

以上、内容が極めて乏しくなりましたが、ぶっつけ本番的に一つだけ取り上げさせていただきました。

○議長（櫻井公一君） 4番伊賀議員。

○4番（伊賀光男君） 今回、私も2月中、自分の健康管理の不徳のいたすところで入院してまいまして、この自由討議の事項等について今回議会の方には提出しておりませんでした。今回、皆様方より出されたこの項目について勉強してまいりたいというふうにご考慮しておりますので、ひとつお許し願いたいというふうにご考慮しております。

ただ、私の感じるところ、この③の今後の町営住宅のあり方について、ここに関連している自由討議の理由という中で、この④、⑤、そのとおりかと思えます。私も初原に住んでいる関係で、1区にはたびたびお伺いいたしますが、本当に老朽化甚だしい施設になっております。こういったようなところで将来的に新しく建て直すのか、立て直した場合、こういう1戸建てが必要なかどうか。あるいは、今どこの市町村でもこの町営住宅、あるいは公営的な住宅については、マンション化、マンション形式化されてきているということも見てきております。そういったような考えで、新たな町の計画として必要なかどうか。この辺を検討していただきたいというふうにご考慮しております。でも、いろいろ予算もかかることだし、ただ、1戸建ての場合、払い下げられない理由もあるかと思えますけれども、そういったようなものを条例の改正を含めながらにしても、ある一方では払い下げの方向で考えていくということも、ひとつご検討していく必要があるのではないかとご考慮しております。

ちょっと私は何にも出しておりませんでした、しょっぱなからちょっと生意気な内容の発言をさせていただきましたが、皆様方もよろしく、今後ともご審議をひとつよろしくご願ひしたいと思います。私の方から以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 5番阿部幸夫議員。

○5番（阿部幸夫君） 私自身も自由討議の中で予定案件といたしまして、③番のものを取り上げさせていただきました。その中で、質疑、まだ答弁の中で聞きましたら、今後はどうするのだというような計画性、そういうものは全然見えてこないのかなと思っておりますし、今回のものも耐震構造的にかわらからトタンにして、耐震効果を0.25上げるという形で、やはり町そのもの、執行部というのですかね、やっぱりそういう町営住宅を今後どうするのかと、そういう今後のあり方等をやはりこの議会でみんなで討議をしながら、その町営住宅のあり

方、今伊賀さんも言われたように、そういうものを我々議会として求めていくのが一番この自由討議の中でよりよい方法なのかなと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 各議員にお願いしますが、自由討議理由の中の①、③とか⑥とかとありますが、傍聴されている方は何を言っているかわかりませんので、題目だけでも、例えばデジタルならデジタルとか、それだけでもお話しいただければと思います。

6番高橋利典議員。

○6番（高橋利典君） 6番高橋であります。私もこの町営住宅の老朽化、上初原のかわら屋根から屋根をふいてトタンという形の中の事業について、一応自由討議という形で出させていただきました。というのも、やはり先ほど質疑の中でもありましたけれども、年次計画もない、そして、マスタープランとしての松島の町営住宅のあり方についてもまだ全然その検討段階にも入っていないし、予定もないのかなということでございます。何せもう耐用年数が30年というような形で、住宅の法律の中でやっているということでございますけれども、何せ見てみれば、相当な老朽化ということで、そろそろもう耐用年数どころの話ではないのではないかなと。また、そういった意味では、住宅のこの松島のあり方、人口面もありますし、その定住促進といった形で、何らかの政策の検討をしながら、やっぱりこの住宅のあり方を検討していくべきではないのかなと思っております。

また、もう一つ、用途廃止になりました愛宕住宅についても、愛宕住宅に今入っている方の中にも、今後の住宅の計画も何もないから、おれは出ていかないのだというような人もいまして、将来的な計画がきちっと出れば、おれは即座に出ていくさみたいなことを言っている方もあるわけございまして、そういうような方向で町の方でも我々もそんなものを考えながら進めればいいのかと思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 7番渋谷議員。

○7番（渋谷秀夫君） 7番渋谷でございます。私は、1番の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業について意見を述べさせていただきます。

本町としては、この事業を前倒しの格好で実施計画として14の事業を申請いたしているわけでございます。その使途の中から、要望している使途の中から、公共施設または公用施設の建設、または修繕に係る事業を選択しているわけでありまして。ところが、国はインフラ整備にその使途を求めております。インフラストラクチャーというわけですが、けさ現代用語を見てきましたら、そのインフラとは、都市活動を支える骨格となる施設を総称して呼んでいるわけでございます。主要道路とか鉄道、上下水道、そういった電気、ガスなどを指

しているわけでごさいます、やはり申請した事業が差し戻しとなるようなことはないとは思いますが、インフラ整備として検討すべきものはほかにあったのではないかと考えております。例えば予算の中に2項道路橋梁費の中に、町道内町線外支障電柱移転補償金1,300万円ですか、こういったものがありますので、そういうものでもよかったのではないかと考えたところであります。

もう一つは、交付限度額というのがありますけれども、総額4,500億円が第1次交付限度額となっていて、あとの残り500億円はその第1次の事業を見て、これは有効であるというような事業に配分されるようでごさいます、すると、町で出した事業限度額ですか、が果たしてそれを、もう少し超えてもよかったのではないかと考えたところでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 8番高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 8番高橋でございます。実は私は、この平成21年度一般会計補正予算の自由討議の題ということで、定例会前にアンケートをとったのですが、実は補正にはないんじゃないかと思って、実は项目的には挙げておりません。ただ、本日の一番最初の尾口議員さんの話からについて、補正予算とはこういうものだということを正確にといいますか、細かくお聞きいたしまして、やっぱり自分のそういう考え方がちょっと足りないんじゃないかというのを反省しております。それはあと、人には余り言えないのですが、質疑を聞いていまして、執行部の方もどうもそういう考えがあるんじゃないかと。例えば今野議員さんの質疑の中でも、国からの交付金なので、国から下がってきたらそれをやるというような、そういうような答弁があったような気がしております。

あと、細かいところでは、地上デジタル放送、町営住宅の高城団地をやると。補正なのでしようがないのでしようが、金額的にも上限があるのではようからしようがないのですが、あとは一般会計、22年度の一般会計予算に関することですが、やっぱりあと1年4カ月ですか、地デジに移行するまでに松島町の難視聴のところをどうするかというのが、これからの大きな問題じゃないかと思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番であります、私は最初から間違っていたのかどうか分かりませんが、町の説明も最初からそういうのであれば、実施計画というのはこういうものをいうのだと、出すべきであったのではないかと、こういうふうに思うわけでありまして。そして、この地域活性化・きめ細かな臨時交付金でありますから、本当にこれは、この事業は、地域活性化、細かな臨時交付金なのかなと、こういうふうに思っているわけでありまして。今いろんな

方の公営住宅が出たわけでありますが、この交付金事業の中でどうするのかと、こういうようなのが自由討議の議題になるべきなのではないかなと。管理計画はここでまだ出ていないわけでありますから。地域活性化・きめ細かな臨時交付金の事業には出ていないわけでありますから、この事業がどうだったのかと。この事業が本当に地域活性化・きめ細かな臨時交付金の事業になるのかと、こういうようなことを議論すべきなのが、自由討議の議題なのではないかと、こういうふうに思っているわけであります。それで、どうしてもこれ以上の仕事はできないと、別なのを出せと言っても出ないと、こういうようなことになれば、執行部の今までの考え方を、さっき言ったので、幾らか効き目があるのかなというふうに思うわけでありますが、あんまり効き目がなかったのかなと。これが通ればいいのだと、こういうふうなことで聞き流されたのかなというふうなことになるとう不満が残るわけでありますが、そういうふうなことで言いますと、この地域活性化になる事業というのはどうなのだろうかと。遊具の更新は地域活性化になるのだろうか。遊具をつくる業者もいないわけでありますから。来年の予算で全部やって、地域活性化、本当にきめ細かな事業になるのは別なのがあったのではないのかなと思ったり、地デジの放送とか、かわら屋根のふきかえ、かわら屋根はとってしまうわけですから、あとはトタン屋根にすれば、トタン屋根の業者が松島町に今何軒かしかいない、1軒か何ぼだと思わすわ。そうすると、その人に特注ができるのかというようなことも含めて考えますと問題があるのではないかなと。

それから、このフットボールの無床化の耐震化、1,300万円ですから、地元の業者は本当に入れるのかなと、こう思ったときに、入れる業者は、建築業者はいないのだろうと思わすよ。町の入札なんか見ますと、塩竈とか多賀城の、七ヶ浜の工務店が二つも三つもとっていかれると。こういうようなことになってくると、町の本当に業者を入れているのかなと。こんな感じもするわけで、少しでも地元の活性化のためにするのであれば、地元の人たちが請け負われるような事業、こういうふうなものをきめ細かな事業として取り入れていくべきなのではないかなと。

それと、さっきも言ったので何なのですが、この議会に前もって相談すべきなのではないかというのがまず一つ。大きくはですわ。そういうふうなことであります。だから、強くもう1回この本会議で質問ができるのであれば、そういうふうな対応をせよと、こういうふうに申し上げたいわけであります。以上であります。

○議長（櫻井公一君） 10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 皆さんおっしゃいましたのですけれども、私はデジタル放送、やっぱり

町営住宅、これは今度の予算にも絡みますけれども、定住促進、こういうものがちゃんと町営住宅のあり方、そういうものも含めて、ちゃんとした施策がとれないものだから、私はそれがずっと松島人口停滞につながっている側面があるのではないかと、こう思います。

それから、地上デジタルに関しましては、デジタル放送、きちっと今見ている人と見ていない人の温度差がかなり激しいと思います。見られない人ということになりますと、本当に切実な問題もございますので、この辺、これは本当にあと1年4カ月、これまで松島町がどのような対応をするか。中継局といいますけれども、中継局、それで大方は見られることとかあると思いますけれども、見られない部分は当然出てくるわけですよ。その後どうするのかと。そういうことも含めまして、これからその対応が迫られるのではないかと。そういうことで、皆さんの意見をちょうだいしていきたいと、こう思います。

○議長（櫻井公一君） 11番赤間 洵議員。

○11番（赤間 洵君） 私は④の地元業者の育成についてということで挙げさせていただきましたけれども、今回、今自由討議のあれから外すということなので、何をしゃべったらいいのかわらなくて今迷っています。

ですが、上初原住宅のかわら屋根のふきかえということで見てきました。大分老朽化が進んでいました。そして、先ほどの答弁でもありましたように、耐用年数30年、かわら屋根だからあの屋根は30年でこう見えるのですけれども、トタン屋根にふきかえるともう家が曲がっている。大分老朽化が進んでいる。それと、その住宅に合わせて4畳半なり6畳なり増築している住宅が大いにあったということで、そのかわら屋根を外してトタン屋根にふきかえた場合、その屋根屋とウグイスは谷で鳴くと。屋根の谷ですね。必ず雨がそこに集まってきます。そうすると、雨漏りの対象にもなります。そうなった場合、今度かわら屋根だけでは済まないわけですね。そういったことはどのように町の方でも考えているのと言ったら、全然かわら屋根のふきかえしか考えていないみたいで、それをふきかえて雨漏りした場合、23戸の上初原住宅、これはそうなった場合大変なことになると思います。その辺を町ではどのように考えているのか、また後で機会がありましたらお伺いしたいと思います。終わります。

○議長（櫻井公一君） 12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） まず、今回の補正予算関係ですけれども、先ほど尾口議員が言われたように、国から出された対象事業の様式なるものがあつたと。そういったことをやはりこの議会にも提示して、そういう内容提示があつたためにこういう事業を選んだというような、や

っぱり報告なり、議会に対する提案なりをすべきではないのかなと。これまでの全員協議会、何回かやられてきているわけですが、全協の中にも議会の意見等々がほとんど反映されていないのが現実です。今回の補正予算の提案も同じ内容になっているということで、やはり補正予算の審査の中で、これくらい意見が出たのかなと思います。やはりこういうやり方を続けられるということは、やっぱり議会軽視につながっているのが現実だと思いますので、やっぱりこれらを議会としてしっかり執行部に申し立てをして、今のやり方を変えていただくような方向に持っていかねばならないと、議会としても思います。何回も同じことの繰り返しになる可能性が大でありますので、その辺も含めたやっぱり議会全体の意見としてもう一度執行部が出てきましたら、そういう問いもしなきゃいけないのかなと思います。

以上。

○議長（櫻井公一君） 13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 後藤でございます。今回の交付金6,720万円、今までいろんな方のお話の中にもありましたが、たとえ2週間の中であっても、例えば全協等を利用して、もし説明していただけるのであれば、そのような形をとって、ぜひいただきたいなど、そのような考えを持っております。

デジタルにつきましては、本当に我が町内では、皆様御存じのとおり、かなりの難視聴地域がございます。たまたま我が家では今デジタルが見られる状況にありますけれども、それを見たときに、そのデジタルを見られる状況というのは、やっぱり皆さん公平ではなくてはならないのではないかなと。何か災害が起きたときでも、同じような情報が皆さんに公平に伝わるためには、ぜひこのデジタル政策を進めてほしいと、そう思ったときのきょうの議論を聞いた中で、ある議員が今のどこかの保育所の話がされましたが、認識をされていないという言葉を聞いたときに、本当にまだまだ現場のところにも行ってないし、声も聞いていないなど。情けないなと思います。富山中継局とかといろいろ話がありましたけれども、もともともう来年でそのような形でデジタル化になるわけですから、スピードアップをしていただきたいと、そういうふう感じております。

町営住宅に関しましても同じであります。上初原、0.5から0.75になったからいいのだみたいな、本当に答弁を聞いたときに、本当に情けないなって、私も議員になって8年になりますけれども、少子化対策の分で町営住宅関係、いろいろ話をしましたが、将来のその町営住宅の政策に関しての政策のせの字も出ないし、ましてや、だったら民間のありますそういう住宅を借り上げるとか、そういう話も出てもよかったのかなといったときに、まだまだこの

件に関してもそのような執行部の思いが伝わりません。その辺をぜひ私もこれからいろんな場面で訴えていきたいなど、そのような思いでおります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 14番片山議員。

○14番（片山正弘君） 私は今回のまず住宅構想の考え方でありまして、これにつきまして、私はやはり動伝町営住宅が用途廃止等も含めまして、今町の住宅構想がこれから管理計画をつくっていくというような格好になっているわけでありまして、ぜひこの住宅構想等についての皆さんのご意見を私は聞きたいと、私は必要でないものであるならば払い下げをすとか、そのような方向性を定めるべきだろうと、私は思っておりますので、この件について皆さんからご意見を聞きたいと、そのように思います。

それから、高城団地デジタル化の改修事業等に伴うわけでありまして、もう1年4カ月で、果たして組合を設立して本当に間に合うのかと、私は思っております。過去に私も組合をつくるのに中に入って、その問題点を解決するために私も関与をさせていただきました。そのときには、まず組合をつくるに当たっても2年以上の経過が必要だったというような、本当に長い長い道のりの中でようやくまとまるというのが現実でありますから、ぜひともこの問題等については、町が率先してやっぱり入るべきだろうと私は思っておりますので、この件について皆さんからご意見をいただきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） それでは、私の考え方を述べさせていただきたいと思っております。

①の長期総合計画と実施計画等との整合性ということでありまして、私は必ずしも整合性がなくてもいいのではないかと申しますのは、予算の編成権は町長にあるわけでありまして、これは自治法に定められております。また、補正予算の編成も町長に与えられているわけでありまして、当初予算の編成後に生じた事由に基づいて既定の予算に追加し、その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調整するというふうになっております。その事由としては、政治経済、社会情勢の変化によって、既定の予算に追加し、変更を加える必要が起きた場合には補正できるのですというようなことでありますので、今回はそのきめ細かな臨時交付金事業ということで出されてきたものでありますので、必ずしも整合性がなくてもいいのではないかと申しますけれども、議会の中でこれほど住民代表の議員から意見が出るということがありますれば、やはり事前に示して協議をすることも必要だったのではないかなというふうに思います。議会としても議決権というものが与えられておりますので、どうしても納得できなければ否決してしまうということもできますし、修正権もありま

すので、修正するというのもできますけれども、先ほど聞いておりましたら、この交付事業は何かできないなというふうに答えておりましたので、これは無理なのかもしれませんけれども、そういうこともできますので、議会としてしっかりと質疑の中で町民の意見を反映するようにしながら、当局と意見の調整を図りながらよりよい福祉向上を図るべきだろうと、そんなふう思うわけであります。

地上デジタル放送につきましては、私個人としましては、やっぱりこれはあくまでも国の責任だろうと思うことがあります。思っております。ただ、そういう状況の中で、町は町としていろんな努力をして、できるだけ町の負担を少ないようにという努力をしているということも前議長としては、ともに行動してまいりましたので、理解できる場所であります。

それから、町営住宅については、決して管理計画で議論したわけでもありませんので、ただ、部分的な修理でいいのかということでありましたので、修理することには反対するわけでもありませんけれども、ただ今後、そういう部分的な修理を重ねることはいかなるものかということで、管理計画をしっかりと作りながらやったらどうですかということをお願いしたわけであります。

以上、私の考えを述べさせていただきました。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） いろいろ議論、質疑を通じてわかったこともございまして、今菅野議員さんがおっしゃられたような中身が大体総括的な中身になるのかなという思いで聞いておりました。特にその実施計画というものについては、いわゆる長期総合計画の実施計画ではないということで、結局は町がやりたい、やろうとする事業は、大方やれると、こういうことになってしまったということだと思います。なおかつ、今回のこのきめ細かな臨時交付金事業ということで、もう既に申請した事業内容であるということで、この内容を大幅に変えて計画を変えていくということではできないのだと。こういう答弁も出てくるということだと、せっかくこの緊急経済対策ということで、国の方から5,469万8,000円ですか、ものお金が来るものをむだにしてしまうということになるのかなと。それならば、この交付金をこういう形ではありますけれども、地域住民のために有効にやっぱり活用していくべきのかなという思いにもなるわけであります。

ただ、議論の中で町営住宅、やっぱりあり方の問題としてどうなのと。補修、修繕を繰り返してこのままでいいのか。耐用年数がもう30年を超えてもはや60年近い期間になろうとしていると、こういう……60年じゃないですか。40数年ですね。50年近くなるんですね。という

状況ですから、そういうときにあって、本当にこのままこの事業を進めていったいいのかなという疑問はやっぱり残るんですね。であれば、この自由討議の場で少なくともこういう初原住宅については、払い下げ、建てかえも含めて検討すると、検討すべきなんだということはこの議決の際に、附帯決議というのがあるのかどうかわかりませんが、そういうことも含めてやるというのも一つの方法なのかなと。町としてもそういう住宅管理計画を早急に立てて、今後の方針を立てなさいというようなことを求めていくという考え方もあるのかなというようなふうに思っておりました。現状、町民の皆さん方が住んでおられるわけですから、直すべきは直すで、当然当面は進まなくてはいけないということと考えております。

デジタル放送の問題につきましては、これもやはり国の大きな責任ということで、いろんな事業をするときに、例えば福祉関係ですと利用料金やらなんかが一遍に上がったたりする場合には激変緩和と、こういう措置がとられていたりするわけですが、私はやはり地上デジタル放送について来年の7月でもうすっかりぼんと切ってしまうというやり方が一番のやっぱり問題だというふうに思うのです。そういう意味では、やはりそこで切るのではなくて、何年かの幅の中での移行期間、これをやっぱり設定をしていくということが必要なのではないかと。我々町も含めて、そういうことを国に求めていくというようなことも必要なのではないかと。もうあと1年ちょっとの中で、丸々全体がOKで進むなんていうことは、到底私は考えられないと思いますので、そうしたことをきちんと国に求めていくということが大事なのではないかというふうに思っております。ただ、このいわゆる具体的には、高城の町営住宅に対するデジタル放送設備をしていくと、この内容については、当然これはもう町営住宅に住んでおられる、町が提供している施設ですから、こういう放送施設を整備していくというのは当然であっていたし方ないのかなと。いろいろ感情的に、それならば一般の町民はどうなるのだということも確かにあるということはあるかとは思いますが、それはそれで町としてはやるべきことをやっていかざるを得ないのではないかと、こんなふうに思っております。

全体としてこの一般質問のような形、あるいは今後の町の政策的な方向について、やはり議論がされている傾向がありまして、いわゆるこの補正予算のそれぞれの細かい予算について、どうするという議論に今なっていない。本来この自由討議そのものは補正予算ですから、この補正予算についてどうするのという議論が必要なのではないかと思うのですが、なかなかこの地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、町からの答弁で変えられないということの答弁もあつたせいか、十分なそういう自由討論のテーマにはなり得なかったのかなというよう

な、今思っているということでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 17番小幡議員。

○17番（小幡公雄君） 17番小幡です。皆さんのお話をお伺いしております、もっともだなというふうに思っておるわけですが、ただいま今野議員がおっしゃられたように、一つの国からの施策で来たものを、議会が始まる前に民主党からの新政権のこの約束事みたいなのが渡されましたけれども、この流れの中で4,500億というのが全国にばらまかれたというふうに私は認識しております、その中で受け取った町が、何ていうのでしょうか、とってつけというか、行き当たりばったりの施策をばっと並べて予算に間に合うようにやったのだなという印象を持ちました。本来なら、議会に対してこれだけの数を、予算をつけたので、喜んでもらえるはずだろうと私は思うのですけれども、答弁を聞いておりますと、どうも萎縮して堂々としていないというふうに見受けられて残念だなと思っておりました。

このデジタルですか、これについても今、今野議員も言いましたけれども、これはこれで当然のこととしてなされるべきだろうと。当然私の思うには、これに合わせて今各地区で、総務省で各地区を回って説明会を行っておるようでございますけれども、そういう一つの一般町民に対しても、こういうふうな形でいくというものがきちっとあわせて発表されておれば、もう少し違った形になるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、この全体のお話の中で、後藤議員もおっしゃられましたけれども、公平という視点がどうも欠けているなど、今の執行部はですね。その辺が非常に感じております。先ほどどなたかがおっしゃっておりましたけれども、例えば愛宕住宅については、常任委員会でも大分何度か話をして、提言もしてきているところでございますけれども、全然先へ進んでいないような実態も今回これでわかりました。それから、あそこに住んでいる人たちの公平という点で言えば、計画があればいつでも出ていくよという、そういううそぶいている人もいるというふうに私は聞き取りましたけれども、どうもこの一議員が、あるいは町として議会なり町なりがきちっとしたものをもうつくりなないと、この問題は解決しないところに来ているなというのが実感であります。

そういう意味で、今回自由討議の中で、こうやって皆さんのお話も聞かせていただく機会がありまして、常任委員会でもまたきちっとしたものを引き出せるように、私なりに努力していきたいなと思って、今感じているところですが、どちらにいたしましても、皆さんのご質問に対する当局の答弁なりがその場限りの話が多すぎるなというふうに思っております。例えば当初予算の施政方針演説がなされましたけれども、2年前に全部否定したことを

今、町長はまたそれを提案してきているような状況にありますので、その辺をきちっと見きわめながら一つ一つの議案に対して真剣に討議していきたいなというふうに感じているところであります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 1番緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 1番緑山です。テレビの難視聴対策についてだけ一言発現させていただきます。

一昨年の春ですか、東北電力の送電線沿いのエリアには、東北電力の全額補償で塩釜ケーブルテレビの優先接続があつて、難視聴は解消しているわけですがけれども、それ以外に昨年の調査で2,000所帯近く、約町の3分の1にも及ぶ難視聴エリアが存在するわけですがけれども、この難視聴解消について、先ほど副町長が富山に中継局を建設するという話をしておりましたけれども、2月4日ですか、その中継タワー建設のための現地調査を関係機関と一緒に町で行ったはずで、手樽の富山、それから、銭神、大観荘、新富山、この4地区について現地調査を行って、それで富山がいいのだろうなという、先ほどの副町長のお話だったと思うのです。皆さんもお聞きかなと思うのですが、2週間ほど前にテレビのニュースで言っていましたけれども、県内11市町村に中継局、中継タワーを建設するというテレビのニュースがありましたけれども、1億円から2億円ぐらいかかるらしいのですが、それ1基を建設すれば、松島町全域の難視聴をカバーできるということで、経費負担に関しては国が3分の2で、放送事業者が3分の1、自治体は負担ゼロということらしいのですが、その3分の1を放送6局で6分の1ずつ負担すると。ですから、NHKが2局ありまして、民放が4局あるわけですから、仮に1億円かかるとすれば、放送事業者1局で五、六百万円の負担で済むはずなのですがけれども、国とかNHKはもう出す体制になっているらしいのですが、民放各局がなかなか出さないようなという、先ほどの副町長の答弁がありましたけれども、それで、その報告があっただけで、具体的にどのような折衝を今までしてきたのか、どういう対応であったのか、だれが行って、だれと会って、どういう話をしてきたのか、感触はどうであったのか、見通しはどうか、今度いつ行くのか、その辺具体的に町の代表で行くわけですから、先ほど11市町村に中継タワーを建設するという話がありましたけれども、この松島は特殊な町ですから、世界各国から観光客が毎日のように来る著名な観光地なわけですから、その辺を強く訴えて、覚悟を持って折衝に当たってほしいなど。その辺を執行部に問いただして、きちんと答弁させるべきではないかというふうに思う次第でございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 皆さんからご意見を述べていただきましたが、各お互いのご意見の中で、

疑問に思う点等がございましたら、発言を求めます。9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 菅野議員の話も私はわからないわけではないわけで、整合性がなくてもいいと。きょう初めて聞いたんですよ。交付対象は実施計画を策定する地方公共団体と、こうあると、こういうふうなことでありましたから、整合性がなければおかしいのではないかと、こうしたわけでありましたが、聞いた結果は、一般的に言う実施計画なんだよと。長期計画にある実施計画でないだよと、こういうふうなことになってきましたので、今度の自由討議にあるものについては、菅野議員が言うようなことが正しいだろうと。ただ、議会は修正権がある、議決権があると、こういうようなことを言うのですが、ならば、これ、いいもの、ここ一つその地上デジタルなら地上デジタル、初原住宅なら住宅、だめにするのができるのかといえば、今野議員が言ったように、これは動かせないということでありますから、そうすれば当然しなければならないだろうと。そうすると、議会の議決権というのは何なんだと、私は執行部に聞いたわけでありましたが、そういうふうなことになっていくのではないかと。だから、それには最初にその計画を立てたときに、こういうふうな計画でいきたいのだけれども、どうなのですかというふうな話を持ってこなければならないのではないかと。執行者として。二元代表制でありますから、いやなことはやめろと、否決しろよと、これで終わりなのです、実際は。だけれども、我々も住民の代表でありますから、そういうふうな考え方を持ってもらわなければならない。このまま行ったのでは、もたないと思いますよ、執行者は。だから、もってもらわなければならない。こういうふうに思うわけでありまして。それについて、皆さん、どなたかご意見があればお聞きをしたいわけでありまして。

それから、片山議員がおっしゃられた高城団地に組合をつくる、つくらなきゃいけないのでしょうかね。町がこのとおり事業として執行すると、こういうようなことだとすれば、何も問題はなくて、説明をすると。あとは個々のものは個々のブラスターをつけるのかなんとかというのは、個々でやると。こういうようなことになるのだとすれば、個々の事業としていいのではないかと。こういうように思うわけでありまして、そういうふうなことが実際にどうなのかと。

私もわからないものですから、今まで皆さんのご意見をずっとこう、私は物好きだから書いてみたのでありますが、自由討議の議題にはなっていないと、まず。自由討議というのは、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業というのはこういうのだから、私らが考えている交付金事業と対象が違うのではないかと。もっときめ細かな事業があるのではないかと。そのときにその修正ができるのかと。こういうようなことを聞いて、こういうふうになったのだ

と思うわけでありますが、できませんと。でなければやめるほかないんだと。やめていいのかというふうなことでは、おかしくなるのではないですか。だから、議決権を持っている議会だから、十分に執行者はその重みを感じてもらって、そして、この提案する前にそういうふうな内容を示すべきなのではないかと。常に全員協議会というのは、そういうことで執行部はやっているわけでしょう。これについてなぜやらなかったのかと、私はうんと疑問に思うわけでありまして。そんなことが一つであります。どなたかご意見があれば承りながら、私も直すところは直していかなければならない。

それから、町営住宅うんと出てきたのでありますが、町営住宅と地上デジタルだけ出てきたのでありますが、町営住宅は、これは屋根、かわらからトタンにふきかえるということだけでありますから、きめ細かな事業ですね。だから、この管理計画やなんかは、22年度の予算でも十分に吟味してもらっていいのではないかと。これは議題にすべきではないのではないかと、こう思うわけでありまして、これらについてどなたかご意見があれば承りながら進められればいいのではないかと。

それから、民主党がばらまき、ばらまきだかもしれないですね。こうやってみるとね。早く出せと。4,500億円投げるから早く何でもいいから出せと。こういうようなことでしょうか。あの実施計画というのを町長から聞くと、何でもいいんだよと、まず。この地域のためになることなら、それを出しなさいと。それに合うような予算措置をしなさいということでしょう。そして、足りないところは町費を出したんだよと。あの話を聞くと出さなくてもいいわけでしょう。国費を以下になれば返さなきゃない。国費以上であれば返すことないと。こういうようなことでもありますから、そういうふうなことからいくと、そんなようなことも考えられるのではないかなと。これらを強く議会として執行部に申し入れをしておかないと、また同じことを繰り返して、今までしていたのだからいいのだと、こういうふうになっっていくのではないのでしょうかね。町長は頭をひねっているんですよ。議会に相談しなければならぬのではないかと考えたとき、なぜ頭をひねるのかわかりませんが、一生懸命になって頭をひねっておられましたので、私は町長の方こそ考えなければならぬだろうと、こういうふうに思っていました。

○議長（櫻井公一君） ご意見を求めます。14番片山議員。

○14番（片山正弘君） 今尾口議員さんから言われましたが、まず、このデジタルアンテナの改修事業について組合をつくらなければならないのだろうかという話がありました。私はこの高城住宅については、町の施設でありまして、組合をつくる必要はないのだろうか、そのよ

うに思っているわけでありますが、私はここに上げてきたのは、一般住民に対しての難視聴対策をするに当たって、やはり組合を設置したところには補助を出しますよと。または、松島町にはマンション、またはそういうふうな公の施設でない民間の施設等があって、10世帯未満の共同受信施設を持っているところにも、国の方では補助金を出してやっていきますよというふうな施策が出されているわけでありますので、私は例えば海岸地区なら海岸地区なんか等についても、やはり団体という、組合を組織をしてやった方がよろしいのではないかと、そのように思っておりますので、それに対しての補助の道もきちんと国の方は見ているわけであります。しかしながら、国、県、そして町が負担しなさいというふうに言われているわけですから、いち早く私はそういうのを取り組んでいった方がいいのではないかと。もしくは、それについてはもし無理であるならば、ケーブルテレビ等の延伸を考えて、それに国の方とNHKとしては1世帯当たり2万8,000円の補助もいたしますよというような道もあるわけですから、私たちとしてみれば、いち早くそういうのも進める必要性はあるのではないかとというふうに私は思ったので、この問題をお話をしたわけでありますので、ご理解していただきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 他にご意見ありますか。16番今野議員。

○16番（今野 章君） 今、片山議員さんから、組合の設立を急ぐべきだという話があったのですが、町の方としては、その富山のところで実地の何ていうのですか、検証というのですか、そういうものもしている。できればそういう中継局を建設して対応したいと。これがどうなるかわからない中で、急いで組合を立ち上げたということでやってしまうと、中継局ができたときにどういう問題が起きるのかなという、そんな気もするんですね。ですから、私はやっぱり責任は、もともとの責任は国だということをきちんとさせることが大事だと思うんですよ。そこがないと、結局住民負担だけでこの問題を解決していかなくちゃいけないという、こういうことになってしまうんだと思うんですね。やっぱりアナログ放送、期間が来年の7月までということで区切ってやろうとしているのは国なわけですから、これはきちんと5年、10年の長さで移行期間を掲げながらもっとやればですよ、私は違うのではないかとと思うんですね。それなのに、もうちゃんとした準備もできないうちに、来年の7月で決まりだよと。これではできるはずがないんですよ。放送事業者が年次計画で中継局をつくれるような状態にしてやるのが、問題の私は解決を図るものだというふうに思うんですね。そういう立場でこう考えていかないと、私はいけないと思うので、今の片山議員さんの話にはちよっとご同意しかねるなど。こんなふうに思えます。

ただ、きょうの議題は補正予算ですから、今のような話になっていきますと、当初予算の方でむしろもっとこれからの予算づけのあり方はこうだということでした方がいいのではないかと。先ほども言いましたけれども、これ以上変えようがないということでのきょうの自由討議の議題になっちゃっているわけなので、そういう意味では、先ほどまで皆さんにご意見もいただいて、大筋こういう方向性がいいのではないかとという話も出ているわけですから、議長、むしろまとめにかかっていた方がいいのではないかと思います。

○議長（櫻井公一君）　そういうご意見もありましたので、まとめにかかってよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　先ほど来から質疑の中で6人の議員の方から重複されている点もありましたけれども、33件の質疑がされました。それで、執行部の方からある程度回答が出たのかなど。それから、今各議員の方々からご意見を賜りまして、一応頭の中を整理をしますと、今回のこのきめ細かな事業について、国の方に事業内容を出す前に、議会の方に示すべきではなかったのかなど。ここに尽きるのかなというふうに思います。これらを再度どなたかから再質疑をしていただくなりをして、その内容を踏まえて、議長とすれば附帯決議という話もありましたし、意見書という話もありましたけれども、附帯決議がいいのかどうかはちょっと議運の方とで私としても、法的な拘束力はあんまり附帯決議はないということでありますけれども、そういったことも考えながら、意見をつけて予算書を出すという考えも持ちながら進めていきたいなというふうに思っておりますが、皆様の中で、いや、それ以上にこういう意見があるのではないかとということであれば、挙手をしていただいて、何かいい案があれば出していただきたい。なければそのような形で進みたいと。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　では、他になれば、以上で自由討議を終わります。

ここで休憩をとっていただきまして、執行部に着席していただきます。

暫時休憩いたしますので、そのままお待ち願います。

午後 4時17分 休憩

午後 4時22分 再開

○議長（櫻井公一君）　ただいま自由討議が行われまして、自由討議の内容を踏まえ、新たに疑問な点、思った点がございましたら、再質疑を受けたいと思います。ただ、議長として各議

員の方々から大筋で受けた点につきまして、町長の方に質疑を申し上げたいというふうに思っております。

今回の国の第2次補正での実施計画について、その計画書を出す段階で議会の方に相談すべきではなかったのかという意見が多々ございました。これについて再度町長の方から答弁を求めて進めていきたいというふうに思います。答弁。町長。

○町長（大橋健男君） まず、期間的などころでなかなか厳しかったというのが、まずご理解いただきたいと思います。十数日間という中で、見積りをとったり計算をしたりすると。そういう中で、まず金額をはじき出し、項目をいろんなリストアップをして、その中でまた取捨選択をします。そういう中で計画をつくるということでございます。ですから、期間的になかなか厳しかったというのがあります。

また、あとは全協でという可能性もあるわけでございますけれども、期間的な話になりますかね、やっぱりね、開催するのになかなか時間がかかると。それとあとは、ある程度議会の要望であったり、また、我々の課題であったり、そして、住民からの要望だったりというのを聞きした上で項目リストアップしているということでございまして、これは项目的にはご理解いただけるものかなというふうには思っておりましたので、そういう点からは、改めて全協でご説明するまでもなく、これは議会そのもの一発で議会にお示しして、ご説明して、質疑をすれば、納得、ご理解いただけるのかなというふうに思っていたところではございません。ただ、議会の皆さまからそういったことで説明が足りなかったのではないかなというご指摘があるとすれば、今後同じようなケースがあった場合、事柄、そして、その金額とかも含めまして、皆様方にそういったものをお示しするようにするということについては努めていきたいなというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君） なお、議長としましては、先ほどの自由討議等で各議員から出されたご意見等を精査しまして、直接町長の方に提出したいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

他に質疑ありますか。尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） きょうの自由討議で出たのは、自由討議にならないのもあるんじゃないですか。議長が精査するってどういうふうに精査するのですか。補正予算の中で吟味をしたわけですよ。ところが、補正予算でなく、平成22年度の予算になるか、23年度の予算になるかわからないものも皆入ってきているわけですよ。そういうふうなものを精査するということなのか。今出てきたのは最後に出た、私だけでなく出たのでいいのでありますが、議会に

知らしめないで一方的にして議決をしなさいと。しないのはあなたらが悪いのだろうと。そして、変更できるのかと言えば、変更もできませんと。では、議会というのはどうなのだと。こういうふうな議論があったわけでしょう。町長が言ったように、補正なんていうのはおれが提案すればいいのだと。みんなからあってもおれがやっているのだと。こういうような答えになったら、議会との信頼関係というのは出てこないのではないかと。これも言うてあるのではないのか。だから、おれは入れたんだよと。これだけでは単に予算を出したので終わってしまう。だから、町長はその1年なら1年を通して議会の中で議論された案件で、重要なものはこれを入れましたよと。こういうふうなものが出てこなければならないのではないかと。こういうふうなのが最終的な結論でしょう。だから、そういうふうにならないで議長が整理して町長にやると言ったって、何を整理するのですか。

○議長（櫻井公一君） 一応各議員からこの国の第2次補正につきまして、いろいろご意見が5人の方から出ました。一応附帯決議、それか、意見書等々という言葉も出ましたので、これらを精査して提出したいというふうに思います。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声ありでよろしいでしょうか。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。16番今野議員。

○16番（今野 章君） 16番今野です。議案第3号一般会計補正予算に今反対の討論をさせていただきますと思います。

今回の補正予算は、国の第2次補正予算に伴う地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として行われる事業を中心に補正予算が組まれておりまして、こうした事業の実施に反対をするものではございません。反対の理由はただ一つ、全国瞬時警報システム、いわゆるJ-A L E R Tの整備についてであります。

J-A L E R Tは、地震や津波などの大規模自然災害や、弾道ミサイル発射など武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のため通信衛星を通じて市町村のデジタル防災行政無線を自動的に起動させ、国から国民、町民に瞬時に緊急情報を知らせるというシステムでございます。松島町の場合は、町内にたしか36カ所の防災無線のスピーカーがありまして、緊急情報が流されることとなりますが、こうしたシステム整備は地震、津波、あるいは火山といった自然災害に対応するというよりは、武力攻撃事態など有事に対処した緊急情報を流すことが

主体となっており、その意味では、J-A L E R Tはまさに国が出す空襲警報装置のようなものであると、このように思うものでございます。そういう意味では、有事法制に沿って私たちの身の回りで静かに戦争をする国づくり、戦争ができる国づくりの体制がつくられつつあると、このように危惧をするものでございます。

また、こうしたシステムが整備されたとしても、宮城内陸地震などでも明らかになりましたように、地震発生から警報伝達までの時間に差があり、実際には役に立たないケースなど、さらには先日の津波警報などの場合を見ると、防災無線を家の中で明瞭に聞くのはかなり難しいこと、避難指示が出たと言われても、津波のときどこに逃げたらいいかわからない、こういう住民の方々も大変多かったと、このように思っております。もし外国からミサイルが飛んできたらどこに逃げればいいのかかわからない。先ほどもお話ししましたけれども、消防庁のプロモーションビデオを見ました。その中で、ミサイルの場合は、弾道ミサイルが発射をされました。屋内に退避してください。こういう音声が行くと。言ってみればこの程度の情報が防災行政無線から流れるということになるかと思えます。もっと具体的な避難指示がなければ、結局町民はただ様子をうかがうだけで不安な状況に陥れられるだけではないかと思っております。

こうして考えてみますと、私は今、急いで行政無線とこのシステムを接続しなければならない緊急性や必要性が生じていると、このようには考えられないと思えます。もっと緊急に必要な雇用対策等、あるいは失業対策等に予算を配分をしていくべき筋のものではないかと、このように考えますので、本補正予算案に対しまして反対をしたいと、このように思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。他に討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第3号平成21年度松島町一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

ここでお願いがあります。本日の会議時間は、議事の都合により延長をいたします。以上、

よろしくお願いを申し上げます。

日程第5 議案第4号 平成21年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第4号平成21年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。16番今野議員。

○16番（今野 章君） 国民健康保険の特別会計ということで、6ページに普通調整交付金317万4,000円の減額という内容になっておりますけれども、この内容、どういう理由によってこの減額になっているのか教えていただきたいと思えます。

それから、この共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金、それぞれ430万5,000円、それから、2,693万9,000円ということで大幅に減額をしていると。こういう内容になっておりますけれども、この具体的内容についてもお知らせをいただければというふうに思っておりました。

それから、7ページの特定健康診査自己負担、これについても36万9,000円の減額ということになっておりますけれども、この辺につきましても、21年度のこの健診率等はどの程度だったのか。目標値も当然お持ちだったと思えますので、目標との関係でこの健診率がどのようになっているのかというようなことについてもお伺いをしていきたいなというふうに思えます。

それから、国民健康保険システム改修業務委託料50万円、これは失業された場合等々のあれですか、雇用保険適用者のリストラで職を失った場合の国民健康保険の高額療養費の所得区分の判定において云々と、こういう説明でございましたけれども、もう少しわかりやすく説明をしていただければありがたいなと思っておりますので、具体的にどういうふうなこの事業になるのか。システム改修は50万円かかるのはいいのですが、こちらの雇用保険適用者のリストラでというところをもう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

それから、9ページ、出産育児諸費154万円の減ということになっております。これは何人分に該当するのか。その主な理由ですね。

それから、葬祭費も100万円の減ということで、5万円がたしか、1人当たり5万円ということで、当初50人予定が30人と、20人ぐらい減ったということになるのかと思えますが、この内容についてもお聞きをしておきたいというふうに思えます。

それから、10ページの特定健康診査委託料、これは先ほどの7ページの特定健康診査自己負担金と関連あると思いますが、これも含めてこの内容をお伺いをしておきたいと思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） まず、6ページの財政調整交付金県補助金の307万6,000円の減額なのですが、これにつきましては、逆に国の方では4,856万9,000円ほど多くなっておりますけれども、県の方につきましては、国等のとらえる期間がまず違うのがございます。県の場合は、県の財政交付金につきましては、療養費給付金の負担金の対象額をベースとしているので、4月から3月の保険給付が対象となるため、このことによりまして、必ずしも国の方のプラスのと、あと、同じく連動して県の方もプラスになるということはない状況でございます。

それから、6ページの高額医療共同事業交付金、減額430万5,000円、それから、保険財政共同安定事業交付金の2,693万9,000円の減額でございますけれども、これにつきましては、今回の申請に基づきまして、高額医療共同事業につきましては、当初予算において3,432万4,000円、今回の交付申請の確定によりまして、交付申請の確定が3,011万9,000円ということで、今回の430万5,000円の減額となっております。また、あわせて保険財政共同安定事業交付金につきましても、今回の申請によりまして、当初金額が1億6,482万5,000円から1億3,788万6,000円の確定によりまして、2,693万9,000円の減額となっております。

7ページの特定健診自己負担金の減額でございますけれども、対象受給者が3,193人に対して、受診者が1,413人ということで、受診率が44.3%でございましたので減額しております。

あとそれから、出産件数の減につきましては、当初見込みにおいて20人と見ておりましたけれども、決算見込みが16人になりまして、約4名ほどの減額になります。

それから、葬祭費につきましては、当初の見込みで被保険者が約50人で予算計上しておりましたけれども、見込み的には30人の被保険者の見込みとなりまして、今回減額するものでございます。

あとそれから、システム改修につきましてはでございますけれども、今回の改正はいわゆる非自発的失業者に係るシステム委託料ということでございまして、雇用保険適用者で倒産、解散等の事業主との都合により離職をしました65歳未満の者が、国民健康保険の被保険者となったとき、高額療養費の基準算定については、上位所得者の場合600万円以上の方になりますけれども、基準を算定するとき前年の給与所得を100分の30で計算する。この計算により、上

位所得から一般所得になり、自己負担の限度額が下がる措置となります。また、低所得者の基準を市町村民税非課税世帯としていたのにかえて、前年の給与所得を100分の30とした金額が33万に、被保険者の数に35万を乗じた金額となり、非課税世帯から基準額を見るのに、今のように置きかえるために国民健康保険の施行令の改正が4月1日からされることにより、資格管理のシステムの改修を行うものでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） 6ページ、高額共同医療費の関係ですけれども、だから、例えば件数、中身といったときは件数とかあるわけでしょう。80万円だっけ70万円だっけを超えた分と、それから、30万円以上の分とかとあるわけでしょう。その中身がどうだったのかを含めて、減るからには何か変化があったのでしょうか、これ。当初見込みよりは。何で減ったのかということも含めて、何でといったって、減ったから減ったのだと言われると困るけれども、そういうところをもう少し分析的にお話しただけだと、こう思っております。

それから、特定健康診査自己負担金の分ですが、健診率は44.3%ということなのですが、この21年度の目標というのは何%に掲げていたのかと聞いているのですけれども、その答えがなかったんで、そのところをお願いをしておきたいと思えます。この委託料339万円減ですから、1人当たりの健診料で割れば目標値もひょっとすると出てくるのかな。その辺はわかりませんので、教えてください。1人当たりの健診料が幾らだったのかということと、目標値は何%だったのか。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） まず、特定健康診査委託料の339万2,000円の減でございますけれども、これにつきましては、当初は約1,021万円で見えていたのですけれども、結果的に、先ほど話したように、受診者が少なかったということで今回減額しております。それから、特定保健事業の委託料が199万5,000円に対して、これも65万3,000円の執行で134万2,000円の減額で、合わせて今回339万2,000円の減額となったところでございます。以上でございます。

阿部礼子班長の方から詳しい数字等を説明いたしますので。

○議長（櫻井公一君） 阿部班長。

○町民サービス班長（阿部礼子君） 高額医療費、それから、共同安定化事業につきましては、高額につきましては、レセプト1件80万円以上のものが該当することになります。それから、保険財政共同安定化事業に関しましては、レセプト1件30万円以上80万円までのものが一応該当する形になります。今回、その減額という形にさせていただきましたけれども、こちら

に關しましては、単年度の計算という形ではなくて、前々年度のその2カ年度の一般被保険者の高額医療共同事業拠出金等の関係等がございますので、単年度だけの計算という形のものではなくております。同じく保険財政共同安定化事業の拠出金に關しましても、前々年度等の額等の算出に基づきまして、21年度の額が決定されております。ですから、その原因という形でご質問いただきましたけれども、今回に關しましては、当初予定していた高額に該当する方の人数と、それから金額との関係がございまして、精算という形になりまして減額という形になっております。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） 要するに、その保険財政が日に日に変化をする場合もあると。そういうことで、そういう急激な変化に対応するために共同で拠出して、お互いに出したり入れたりしながらやろうと、こういうシステムだということになるわけでしょうけれども、そこがわからないんですよ、だから。そうすると、ある程度見通しが立つのではないかというふうに私なんかは思うのです。そうすると、いかにもこう大きく変動したように見えるんですね。この当初の額と比較すると、これは何ぼぐらい違いますか。10何%ぐらい違うのですかね。というふうにこう見られるわけですね。そうすると、その変化というのはなぜ起きるのかなと、こう見通しの甘さというふうに言っちゃえば簡単なのかもしれないけれども、その辺、何かもっと要因があるのかなというふうな思いがするのでお聞きをしているのですが、今の説明以外にできないということであればいたし方ないのですが、そういうことなのかどうか、じゃそこをもう1回だけお願いします。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 済みませんです。お手数かけて。今、今野議員さんがお話しのとおり、そういういろいろな要因はありますけれども、深く何がこういう要因でということでは、ちょっと私の方でも把握できかねますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） 今回はよろしく願いされておきますけれども。次に移ります。

特定健康診査の方なのですが、先ほど健診対象者数と健診者数は教えていただきました。健診率44.3%で、じゃ21年度のその健診率の目標値、何ぼだったのかというところの回答がございませんでした。そのところを。

○議長（櫻井公一君） 阿部班長。

○町民サービス班長（阿部礼子君） 21年度の目標に關しましては、50%を目標値としておりま

した。以上です。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） 多分23年度まででしたっけか、ペナルティー措置が来ますよね。23年以降でしたかね。それとの関係でいきますと、50%、44.3%ですから、松島は優秀な方なのかなというような気がするのですが、実際問題として、ペナルティーとの関係でこの受診率はどうのように見たらいいのかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部班長。

○町民サービス班長（阿部礼子君） 5年後の目標値といたしまして65%に下さいという形で、国が基準を設けております。今の段階でいきますと、ことし、21年度に関しまして目標値ございますけれども、なかなか伸びていない状態というところも考えますと、来年度また5%引き上げる形を目標値としております。それを考えていきますと、ちょっと若干その5年後の65という数字には、大変厳しい状態かなという形で、今受けとめてはいるのですけれども、ぜひ皆さん方に受診していただける方向、何とか考えていかなければという形で、22年度の予算の方でもちょっと若干工夫をさせてはいただいておりますけれども、なかなかスムーズな伸びという形にはなっていないのが現状かと思われまます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。なかなか私は優秀なのかなと思っていたら、65%を超さなくちゃいけないということで、新年度の施政方針の中でですか、無料化の方向を持ち出しているということで、積極的にこの健診を進めるという姿勢なのかなというふうには思いません。ぜひこれはまたペナルティーということになると、財政がまた厳しくなる一つの側面かなと。国の方には、ぜひこういうことはやめてほしいなと思うのですが、頑張ってくださいというふうに思います。

それから、こんなものですかね。そうですね。葬祭費は50人から30人になるということで、これは今現在国保加入者で何人ぐらい亡くなっているのでしょうかね。これから何人ぐらい亡くなるという見通しで30人と。いや、かなりシビアに削っているのではどうなのかなということで、参考までにお聞きをしておきます。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） これから何人亡くなるかという、それはちょっと想定できないのですけれども、ちょっと今現在の葬祭費の支給の人数をちょっと把握しまして、ご報告させていただきます。よろしくお願ひします。

- 議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑ございますか。9番尾口議員。
- 9番（尾口慶悦君） 1点だけお聞きをしたいのでありますが、雑入で一般被保険者第三者納付金138万8,000円出ているわけでありましたが、これは前にも一般被保険者の第三者納付金がいかにあってもこれで終わりに終わってしまうのではないのかということで質問して、明快な回答を私はもらわなかったのだと思うのでありますが、これ以上はないのですか。確定した一般、第三者の納付金なのですか。お聞きをしておきたいわけでありまして。
- 議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。
- 町民福祉課長（安部新也君） 今回の第三者に係ります損害賠償金でございますけれども、今回はお2人の方の金額で148万7,488円等で、お1人の方はこれに伴う金額は確定しております。もうお1人の方につきましては、今でも通院の治療中でございます。以上でございます。
- 議長（櫻井公一君） 答弁されました。9番尾口議員。
- 9番（尾口慶悦君） 私が前に聞いたときには、裁判継続中でした、そして、はっきりしたのは過年度として次の年出したらいいのではないのかというのだけれども、それも出てこなかったんですよ。だから、この継続中のは3月まであるわけでしょう。そうしたときにどうなのですか。3月になったらどうなるのでしょうか。3月までの、2月までのものが3月に来るのですか。この額は。その辺がどういうふうになるのか。そして、繰り越したものは過年度として出てくるのかどうかです。1人は確定したのだから、支払いが出てくれば、保険からなりなんなり入ってくるわけでしょう、1人は。あと1人はまだ継続中だからまだまだ出てくるかもしれない。そのときにどうなるのかと。現年度でまだこの一般第三者納付金になって雑入に入ってくるのか。過年度になるわけでしょう。繰り越し額でないから。過年度としてこういうふうなのが今まで出てきたことはないんじゃないでしょうか。そうしてくると、だから、過年度というのはいかにどこに入ってくるのだと。第三者納付金がですね。
- 議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。安部町民福祉課長。
- 町民福祉課長（安部新也君） 先ほどもお話ししたとおり、お1人の方は確定したということで、今年度で入る見込みということで、今回補正させていただきますけれども、お1人の方は先ほどもお話ししたとおり、継続治療中ということでございますので、引き続き今後も国保連とかを通じて3月、4月以降も、その治療に対して入ってくるのかなと思います。ただし、その受け入れの部分だと思うのですけれども、いわゆる年度の過ぎた収入ということになりますので、受け入れについてはちょっと歳入の箇所が何とも言えないのですけれども、一般的には雑入の方になるのかなと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 雑入にはなるのだけれども、第三者納付金だからこの療養給付費に入らないのでしょうか。だから、雑入にはなるんですよ。雑入にはね。そして、これを実際に取れないからというので、上げなくてもわからないわけです、私らは。第三者納付金はわからないわけです。請求したけれども取れないんだよと。だから、予算にも上げないと。療養給付費の中に入っているわけです、第三者納付金は。だから、それはわからないままに終わってしまうと。だから、わかるようにするには療養給付費の第三者納付金はこれなのだ、何年分は何ぼなんだというふうなのが予算に出てこなきゃいけないのではないかと1回質問したことがあるんですよ。そして、大きな事故だったものですから、それはうやむやになって、次の年も出てこなかったと。こういうふうなのがあるのですが、実際には入ったのかどうかわかりません。確認をしないのですよね。だから、そういうふうなことにならないために、第三者納付金は確定したらどこにか出てこなきゃいけないのではないかと、予算上に。ここの中に。第三者納付金の過年度分、確定したのは何ぼありますよと。ところが、予算書ではそれを上げるところがないのかどうか。だから、減ったのだけ、確定したのだけ、取れそうなのだけ、こう上がってくるのではないかと。こういうふうに見るわけではありますが、国保から出ていくわけでしょう、これもね。第三者納付金だってこの療養給付費から支払っていくから第三者に請求するわけだから。ところが、それを請求したけれども入ってこないのは、どこにも出てこないと。こうなったのでは不合理があるのではないかなと思って聞いているわけです。

○議長（櫻井公一君） 答弁。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 予算上に明確にということなのですが、今現在これにつきましては、国保連合会の方に請求の事務委託ということでやっているものですから、連合会の方で保険会社とのやりとりで、その交渉の段階で入ってきたものを町の方に連合会の方からよこすということでございますので、取れなくなるのはちょっとどうなのかなということもありますけれども、連合会の方との関係、委託しておりますので、その辺は連合会から逐次入った都度、歳入で受けるというような形になっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、連合会でよこさなければわからないんだよと、こういうふうなことになって、あっちで忘れていたと。こういうようになれば出てこないのですか。国保で払うんですよ、療養給付費で。そうしたときに、そういうふうな額も確定させるというのは、行政側の仕事でないのですか。連合会に任せているのだから、あなた任せだよと。あっちで

出してこなければおらほで上げないよと。こういうふうなのですか。本来、国保で何すれば、国保で本人支払うわけでしょう。支払わないで第三者に払わせて、第三者が払うんだよと。こういうようになって国保を使ったわけでしょう。だから、その部分の確定したのはどうして確定させているのかと。こういうようなことなんですよ。あっちで、連合会でしないのだから、おれは知らないと、まず。こういうのですか、この会計は、私もわからないから聞いているんですよ、これ。わからないから聞いているので、前にしばらく時間かけてやったんですよ。それでもらちが明かなかったの。名前は言いませんが、担当者も呼んで、そして、こういうふうにして過年度なら過年度に上がるべきなのではないのかと。医療費だからそれはだめなんですよというふうなことだったんだ、あのときは。答弁ではね。過年度だから上がらないんだよと。ならば、取れなくなるのではないかと。そこまで考えていないと、行政側はわからないのではないのですかと、こう聞いているんですよ。第三者に使わせるのだから、国保を。使われぬものを。使われぬものだから、使えるものだからわかりませんが、本来本人で払うべきなのを第三者の加害者があったから、加害者に使わせたわけですから。わからないで終わってしまったのでは、これもわからないわけで。

○議長（櫻井公一君） 答弁整理させます。答弁整理のため、今担当課の方からちょっと10分ぐらい欲しいということでございます。

休憩をとりたいと思います。再開は5時15分といたします。

午後 5時05分 休憩

午後 5時15分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開します。

答弁をもらう前に、菅野議員急用がありますので、退席をしております。

それでは、尾口議員の質疑に対する答弁を求めます。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 大変お手数をかけて申しわけございませんです。

先ほどこの第三者に関して、前は町自体が求償権を行使して回収していたのですけれども、今は国保連合会の委託事務ということでやっていますけれども、何も国保連合会に任せているばかりではなくて、今後については、これにつきましては、国保連合会と密なる連絡をとりながら、この第三者の収入に当たりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁されました。他に質疑ございますか。（「議長、もう一つ答弁」の声あり）安部町民福祉課長。答弁漏れあるそうであります。

○町民福祉課長（安部新也君） 葬祭費の関係で、今野議員の方で先ほど人数的なもの、ちょっと答弁がまた漏れておりましたので、お答えさせていただきます。

今回の補正予算をとった段階では、葬祭費の支給の被保険者、その時点では20人で行っていました。今後3月末までの見込みというわけではないのですけれども、10人くらいは、10人の対応する金額を残して、今回の減額措置にしたわけで行っています。以上で行っています。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第4号平成21年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 平成21年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第5号平成21年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第5号平成21年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 平成21年度松島町介護保険特別会計補正予算（第5号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第6号平成21年度松島町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） ちょっとわからないので、1点だけお聞きをしたいのでありますが、この補正予算の提案理由ですね。高額療養介護合算制度がここでできたら増えたんだよと。これは高額療養と介護が合算されて、こっちから出るようになったのだというふうなことです。そうすると、あっちの高額療養は減ると、合算された分減ると、こういうふうに理解していいのかどうかお聞きをしておきたい。

○議長（櫻井公一君） ちょっと今答弁整理させますので、そのままお待ちください。

休憩を解きます。答弁をさせます。熊谷主査。

○健康長寿班主査（熊谷 賢君） 高額医療介護合算制度についてご説明申し上げます。

従来の高額介護サービスは、基準額を超えた分に関しましては支給しまして、継続しますが、今回は介護保険の自己負担と、あと医療保険の自己負担、合わせまして年間で基準としましては国保の世帯を基準としまして、その限度額、所得に合わせた限度額、低所得者であれば19万円と、あと次の低所得者2ということで31万円、あと一般で56万円、現役並み所得者で67万円の基準を、ことしに関しましては、平成20年4月1日から21年7月31の期間におきまして、8月30日基準日で超えた分に関しまして、57名対象者がいまして、その金額を増額しております。従来の高額介護サービス費につきましては、今までどおり支給いたしますので、減額ということはありませんで、高額介護サービス費は介護サービス費としまして支給いたします。今回は、新たに創設されました合算分に関しましての補正になります。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 今一生懸命言及しておられるその方がお話しになったのでありますが、この高額療養と介護の合算制度があつて、合算したから増えたのだと。そうすると、高額療養は何ぼなのか、介護は何ぼなのかというようなのはわかるわけですか。増えたわけでしょう。両方合算したから増えたのでしょうか。そうすると、離せばどうなるのかというようなこ

もわかるわけでしょう。

○議長（櫻井公一君） 答弁。熊谷主査。

○健康長寿班主査（熊谷 賢君） 増額500万円含めまして、1,820万円のうち高額合算に関しましては、総額240万円でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、240万円はともかく高額療養と合算されたために増えたと。こういうふうに理解していいのですか。

○議長（櫻井公一君） 確認。熊谷主査。

○健康長寿班主査（熊谷 賢君） 自己負担額を合算しまして、基準値の自己負担額を超えた分に関しまして、新たに支給を、今まで支給はしていなかった分を新たに負担の軽減をするために、基準であれば低所得者の方が19万円以上合算……。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、今は合算しないのを合算されたから増えてきたのだと。そうすると、国保の分で高額療養の方では減るのですか、その分。こっちで介護保険で合算して上げているわけでしょう。これは役場の金を出すわけですから、役場の金を出すときに、個人負担の分の高額分を上げるわけでしょう。私の質問の仕方がおかしいのかどうかわかりませんが。

○議長（櫻井公一君） 答弁。阿部班長。

○町民サービス班長（阿部礼子君） 大変済みません。この高額医療、高額介護合算制度につきましては、まず、医療保険と介護という形になっていきます。国保に入っている方と介護を受けている方、それから、後期高齢の保険と介護に入っている方という組み合わせの中で計算していく形になります。先ほど熊谷の方から限度額の部分については説明がありましたけれども、その限度額を超えた方々に対して限度額を超えた分を、それぞれの国保の高額については、その割合によって国保側から出る分、それから介護から出る分、後期高齢から出る分という形で、それぞれの保険者の方から出る形が今回の制度となります。

その町の高額が減るのかというご質問だったかと思うのですけれども、町の高額医療については、高額医療として支給するわけですね。ですから、その町の高額医療費が減るという形ではないので、新たなこの高額と介護の合算制度という形で、新たに今回出てきた制度という形になります。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） ちょっと私理解できないのだけれども、そうすると、国保と後期高齢者と、そこからも入ってくるのだと、ここに。歳入で入ってくるのですか、その分は。ただここだけ多くなるのですか。そういうようなものが入ってきて、歳入されて、支払いが出てくるから合算して多くなったのだというふうなことではないのですか。今阿部班長が言ったように、後期高齢とか国保世帯とか、そういうような人たちがおられる。そういうような人たちがこの介護に該当する。そのときに合算して、その何ぼ以上は交付するんだよと、こういうようなことで交付する、そのときに、国保とか後期高齢とかからここに歳入されるのですか、その分は。ただここから多く出るというふうなことになるのですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部班長。

○町民サービス班長（阿部礼子君） それぞれから高額介護合算制度に伴っての支給額が出る形になります。計算する際については、医療分と介護分を合算した形で、該当するかどうかの判断はするのですけれども、それぞれの国保に該当する方は国保の会計から出ます。それから、後期高齢の方は後期高齢の会計の方から出ます。それから、介護については介護の方から出るという形になりますので、計算上は介護と医療分を合算して判定はしますけれども、支出に関しましては、それぞれの会計から出る形になります。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 今、何だかちょっと理解しがたいのですが、お宅らがそういうなのに、一般住民がこの適用を受けてもらうおうと思うには、窓口に来たら本当のことをおれがやるのだからいいんだよということではなしに、住民が理解するようものにならなければうまくないのではないですか。お宅らは答弁するまでいろいろ何して、答えを出す。それが一般住民から来られて、後期高齢では、介護保険ではこういうようにやっていますよと。本当にこの何ていうか、頼りになる答え出ないような気がするのですがね。頼りになるような答えを出してもらおうと、うんとありがたいのです。後から聞くことにしますので、議事進行にご協力申し上げますが、そういうふうに課長、なってもらわないと、課長でない、町長だろうね。そうなってもらわないと、これは、わかりますか。今言ったような答えで、おれは介護保険からもらおうと、まずね。そういうふうな状況になって、そのときに、今言ったような答えで一般住民は理解できるだろうか。理解できるようなやっぱり仕組みをつくってってもらわないと困るような気がしますね。いかがなものでしょうかね。答えなければいいけれども。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。答弁。町長。

○町長（大橋健男君） 答弁、大変不手際申しわけございません。この件につきましては、担当の方にしっかり説明できるように、事柄は当然わかっているわけでございますけれども、説明の仕方が下手な部分があるのかというふうに思いますので、一般住民の方々にもきっちり説明できてご理解いただけるような、そういう説明をきっちりさせるようにいたしますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。16番今野議員。

○16番（今野 章君） 私、今のものの上の方の保険給付費、ここも居宅介護サービス等給付費、これは補正前の額と補正額で比較すると、18%以上伸びているし、居宅介護サービス等計画給付費も21%以上伸びていると、こういうふうになっているのですが、地域密着型の施設がなくなって、そういう影響もあるのかなというふうにも思いますし、この給付費の伸びている原因として、この認定者数そのものが増えている要因が大きいのか、その辺具体的にちょっと教えていただきたい。人数が伸びているのだとすれば、年度当初と比べて、この出現率何%ぐらいに今なっているのか。その辺もわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 介護の認定者数でございますけれども、月平均で言いますと、平成20年度におきましては605.3人でございます。平成21年度においては638.9人であり、33.6人の増加となっている状況でございます。介護度における認定者数につきましては、要介護1では、平成20年度に比べまして、月平均21名の増加でございます。要介護3では8人増加している状況でございます。また、要支援1では7人増加しております。しかしながら、要介護2、要介護4は若干減少している状況でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 出現率ですけれども、14.2でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 年度当初と比べてどういうふうに、年度当初の数字も教えてください。これは今のこの時点で14.2なのでしょう。それではついでにあと全国平均の出現率何ぼだか教えてください。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 当初の出現率は13.6でございます。大変申しわけございませんでした。以上でございます。（「全国は」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 全国的な統計の資料でございますけれども、今ちょっと手元に持ち合わせていないもので、後で説明したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） 後でじゃ教えてもらっているのですが、14.2%の出現率というと、当初介護保険が計画された時点の出現率と比べると、かなり高い出現率になっているかなという感じがするのです。そういう意味からいくと、本町のこの元気老人対策がうまく進んでいないのではないかと。こういう思いに至っていくわけですね。本町は当初始まった時点では、元気老人対策をいっぱいやって、この出現率を抑えようということでの対策もとってきたと、こういうことなのですが、この14.2%の数字というのは極めて高い数字になっているという思いがして、この元気老人対策、これは今のままで十分なのかどうか。もっとこれから高齢化率も上がっていきますし、この対策というものをやっぱりしっかり考えていくということも大事なのではないかと、こんなふうに思うのですが、その辺についての答弁をいただいて終わりにしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 元気老人対策ということでございますけれども、平成22年度の予算にもかかわることでございますけれども、生きがいデイサービスにつきましては、援助員さんを1名増員しまして、そういう対策をしたいと考えております。これは22年度も予算の関係もありますけれども、現在2名の援助員さんに対して、22年度は1名増の3名体制でそういう事業を展開していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第6号平成21年度松島町介護保険特別会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 平成21年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第7号平成21年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第7号平成21年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 平成21年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第5号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第8号平成21年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 1点だけお聞きしますが、観瀾亭の抹茶の売り上げが多かったと、こういうふうなことでありますが、20年度の観光客の入り込みが347万3,000だったと。21年度は373万5,000人に増えた。こういうふうには言っているわけですが、観瀾亭は増えなかったのでしょうかね。福浦橋も何も増えているのでしょうか、実際ね。だから、何かやり方に問題があるのか、魅力がないのか。入った人はまああそこで抹茶を飲みたいということで飲んだから増えたのか、その辺がちょっと私は理解できないのでありますが、平成22年度の何にも出ているのでありますが、かなり毎月見て、21年度はお客さんの入りがよかったと。船も遊覧船もすごく売り上げがあつて、臨時に用船料を100万円ぐらいずつ用船料を臨時に出し

ているわけですよ。お客さんの入りがよかったから、お客さんが入ったんだよと、こういうようなことなのですが、観瀾亭はそういうふうなことがないので、どう見ていただけるのか。この現状をですね。お聞きをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 確かに21年度は370万人ということで、入り込みは増えてございます。そして、福浦橋につきましても、大きく増えておりまして、これはE T C効果という形では見ております。ただ、観瀾亭につきましても、残念ながら横ばいということもございまして、ただ売り上げ収入だけは、あの、職員のおもてなしの心もちまして、売り上げ収入だけは伸びております。その中で、やはり博物館と一帯を含めた展示のあり方、あと、街角案内人等を使いながら、有効に増客を図っていきたくて思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長は22年度の予算もかなり観光に力を入れるような何なのですが、全体的に観瀾亭というのを全体をどうレイアウトしていくのかと。こういうようなことが足りないのではないかなという気がするんですよ。あそこでお月見やりました、何やります、イベントでお客さん来ましたと言ったって、観瀾亭そのものに入らないわけですから。横ばいなわけですから。ほかはどんどん増えて、下水道に至っては、温泉の旅館は、ホテル旅館はどんどん増えましたと。だから、どっさり入湯税も上がりましたと、こう言っているわけがありますから。そこにいくと、観瀾亭は増えない。増えない要因をやっぱり分析してみないと、何だ、増えないのだからしょうがないのだと。しょうがないのだと。来年来るかもしれないと思います。こういうようなことでは、投げやりになってしまうのではないかと。だから、分室問題は後から何しますが、分室問題が出てくるのではないかと、こういうふう思うわけですよ。もう少し考えないと、松島は観光全体を盛り上げて底上げをしていかなきゃないというときに、町の施設は全然増えないんですよと。あっちに行ったら福浦橋はどんどんお客さんが入ってきているんですよと。こういうような状況ですから。そこを考えない行政ではない、ちょっと観光、観光って、閑古になってしまうのではないかという気がするわけですが、いかがなものでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 観瀾亭につきましても、もっと頑張れということでございまして、頑張りたいなというふうには思います。どういうふうにして頑張るのかということですね。つまり

ね。気持ちだけあっても手段がなければだめなわけですから、その手段についていろいろ工夫するソフトだけでなくハードもということで、分室の話もお話のように、何か今のままでなくてもっと観光客が来られるようにということで検討はしていることでございます。分室についてはまた別途改めてご説明の機会があると思っておりますけれども、また、観瀾亭のあり方が今のままでいいのかと、もう少し、例えば指定管理制度みたいな話もあるのかなというふうに思っております、本格的な検討に入っているわけではございませんけれども、そういった案もあるのではないかと。22年度に観光振興計画の検討を再検討といたしますか、リニューアル時期に来ているので再検討するわけですが、そのときに町のメイン施設としての観瀾亭のあり方についても、当然そのよりよい方向でなるように検討したいなというふうに思っております。町の施設だけが客が減っている状態はまずいというふうには思っておりますので、努力していきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 答弁されました。他に質疑。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第8号平成21年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 平成21年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第9号平成21年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第9号平成21年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 平成21年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第10号平成21年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第10号平成21年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第12 議員提案第1号 松島町議会基本条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議員提案第1号松島町議会基本条例の一部改正についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議員提案第1号松島町議会基本条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、3月8日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後5時55分 散 会